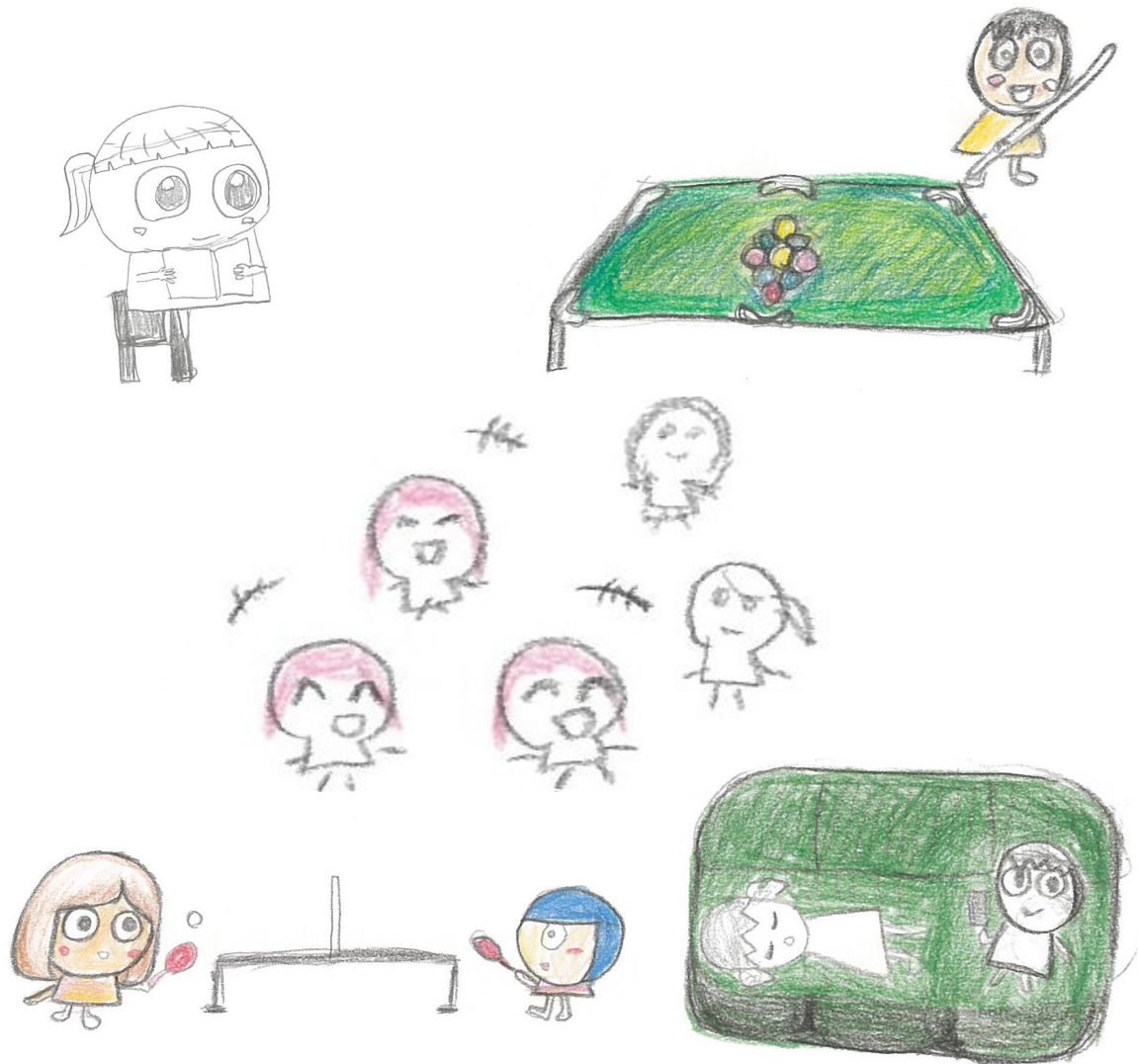


福岡市こども総合相談センター

事業概要



令和3年度版

<表紙の説明>

館内にある Peaceful*を利用しているメンバーが、談笑したり、ビリヤードをしたり、卓球をしたり、本を読んだり、時には寝たり・・・と一緒に過ごしたり、自分の好きに過ごしたりしている、居心地の良い居場所の雰囲気を表現してくれました。

Peaceful のメンバーは、お互いを認めたり、尊重し合いながら少しずつ成長しています。

*思春期後期のひきこもりがちな子ども達のための社会的自立に向けた集団支援の場

はじめに

新型コロナウイルス感染症が私たちの日常を変えてしまってから、もうすぐ2年になります。こども総合相談センターでは、その間様々なコロナの影響を受けながらも、福岡市の子どもと家庭の相談等に対応してきました。

全国で、児童相談所への児童虐待相談件数は増加の一途をたどっています。その通告経路で最も多いのが、警察からのもので、種類としては心理的虐待、面前DV通告や泣き声通告が増加ケースの多くを占めています。そのような通告が、関係機関からのシビアな虐待通告等と共に日夜入り、安否確認含む調査から始まる対応が、各児童相談所で行われています。また、市町村にも関係機関などから軽重さまざまな相談・通告が寄せられ、その対応に追われています。本市においても、こども総合相談センター（児童相談所）と各区子育て支援課で受けている様々な通告に対する対応のあり方が課題となっていました。

国においては、児童福祉法改正に伴う一連の動きの中で「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」（H30）において、○児童相談所など都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備、○市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進をはじめ、市町村等の地域の相談支援体制の強化、○要保護児童の通告について、安全確認や調査等、適切な対応ができるような体制整備、通告窓口の一元的な運用の検討 等が示されました。

福岡市では、令和2年3月策定の第5次子ども総合計画において「子どもに関する様々な相談について、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等に引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備する」、「各区役所を子ども家庭総合支援拠点として在宅支援体制を強化し、こども総合相談センターと区役所の機能分化を推進する」という方針が示されました。

そして神戸女子短期大学の畠山由佳子先生による調査研究事業の一環で通告窓口一元化のモデル事業の検討・試行を開始するとともに、区の子ども家庭総合支援拠点設置にあたり、児相・区・本庁のワーキングチームで、一元化された通告の区拠点等への送致等についても検討を重ねました。令和3年4月の拠点設置と同時に、区拠点を含めた各部署へ、それぞれの役割や強みを考慮した振り分けを開始したところです。この検討の経過と現在の状況については、本概要の特集をご覧ください。

まだスタートしたばかりで課題も多いところですが、この「こども総合相談センターと各区の拠点の機能分化と連携による子ども家庭支援体制強化」の実現のため、引き続き一体となって取り組んでいきたいと考えています。

本概要は、令和2年度のセンターの業務概要や業務実績をまとめたものです。ご高覧いただき、関係各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

令和4年1月 福岡市こども総合相談センター
所長 石井 美栄

目 次

第1	こども総合相談センター（えがお館）の概況	
1	こども総合相談センター概況	1
2	所在地及び建物概要	2
3	利用案内	3
4	組織及び事務分掌	4
5	相談の流れ	5
第2	こども総合相談センター業務概要（令和2年度）	
1	相談の種別	6
2	電話相談の状況	6
3	面接相談の状況	8
	(1) 概況	8
	(2) 育成相談	9
	(3) 障がい相談	10
	(4) 養護相談	11
	(5) 非行相談	12
	(6) 教育相談	13
	(7) 心理判定・心理面接状況	15
	(8) 児童福祉施設等	16
4	児童虐待防止対策	17
5	里親制度推進事業	22
6	思春期相談事業	24
7	いじめ・不登校対策	27
8	一時保護所（まりんルーム）の状況	29
9	その他の事業	31
	(1) 事件・事故等に関わる学校緊急支援事業	31
	(2) こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会	31
	(3) 広報・啓発活動	31
第3	特集	
	子ども家庭総合支援拠点設置について	32
第4	資料集	
1	福岡市の人口と児童をとりまく環境	38
2	児童福祉施設等一覧	39
3	子どもの問題に関する主な相談機関	42
4	こども総合相談センター設置の経緯	43

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

I こども総合相談センター概況

(1) 取り組み概況

こども総合相談センター「えがお館」では、0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努め、里親制度の普及・啓発、新規里親の開拓や、里親に対する支援を実施するなど里親制度を推進し、社会的養育体制を図っています。また、虐待の早期発見・早期対応のために引き続き、休日・夜間における子どもの安全確認や弁護士を活用するなど、児童虐待防止体制の充実を強化しています。

さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に配置し連携をとりながら、子どもの抱える問題について、子ども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っています。

(2) 主な事業

★相談事業

- ・24時間対応の電話相談及び女の子専用電話相談（年末年始を除く）の実施
- ・面接相談や心理診断・ケアなどの実施
- ・療育手帳の交付に伴う判定

★児童虐待防止対策等の取り組み

- ・虐待を受けた子どもの心のケアと虐待をした親の援助
- ・養育支援訪問事業の実施
- ・虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化
- ・子育て見守り訪問員派遣事業の実施
- ・一時保護所（まりんルーム）の運営

★里親制度の推進への取り組み

- ・里親制度の広報啓発
- ・里親養育支援共働事業の実施
- ・里親研修（ステップアップ研修、フォスタリングチェンジプログラム等）の実施
- ・里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施

★思春期相談の取り組み

- ・思春期相談
- ・思春期集団支援事業（ピースフル）の実施
- ・地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター ワンド）の実施
- ・思春期研修会・思春期保護者交流会、思春期相談関連懇話会等の実施
- ・ひきこもり等の子どもへの相談員派遣事業の実施

★教育相談事業と不登校対策

- ・適応指導教室（はまかぜ学級）の運営
- ・不登校支援のための学校訪問
- ・不登校児童生徒支援のための大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業の実施
- ・スクールカウンセラー等活用事業の実施
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
- ・SNS(L I N E)を活用した教育相談体制構築事業の実施

★地域支援、情報提供、広報、啓発事業の実施

- ・ホームページの公開
- ・出前講座の実施
- ・小冊子「わが子を見つめる」の制作（平成29年2月よりHP内「えがお館からのお知らせ」にPDFを掲載中）

2 所在地及び建物概要

(1) 所在地

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号 こども総合相談センター（えがお館）

(2) 建物概要

延床面積 12,373.92 m²
 建築面積 2,097.31 m²

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 階数：地下1階地上7階

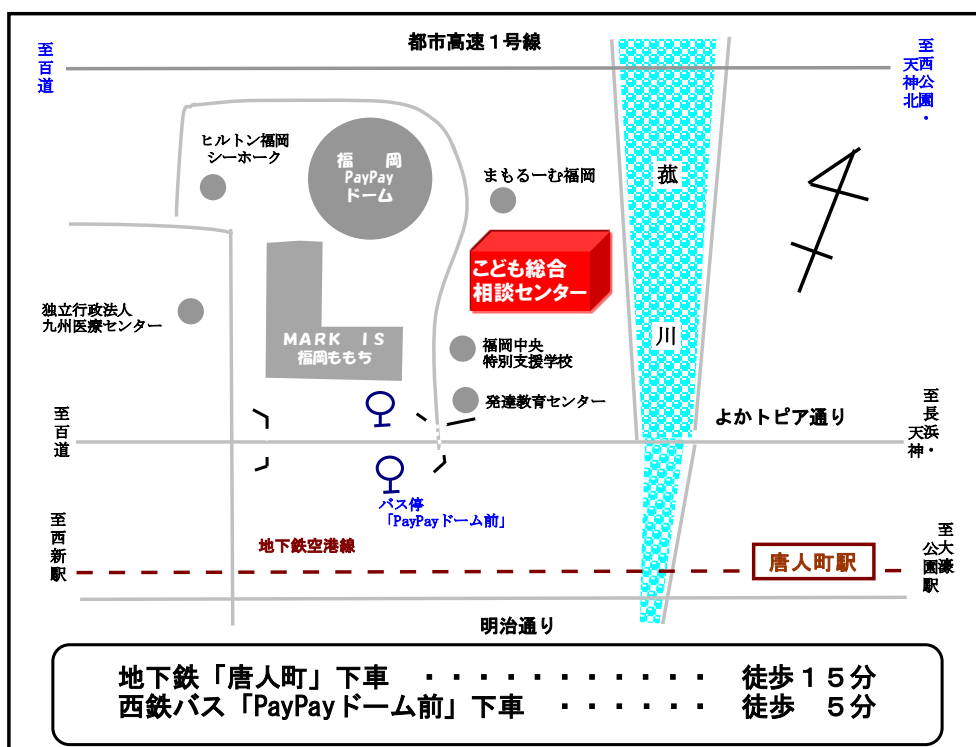
(3) 設置

平成15年5月5日

(4) フロア案内

階数	施設名称	施設の主な機能
7F	視聴覚室・研修室	● 視聴覚室等では、当センターの関係機関・団体や子どもの援助団体などの研修を行っています。
6F	面接室・医務室 各種療法室	● 主に心理診断や心理療法、医師による医学的診断を行っています。
5F	相談受付・相談室 屋内運動場・事務室	● 当センターの総合受付があります。 ● 0歳から20歳までの子どもや家族、関係者の皆様を対象に面接相談を行っています。
4F	はまかぜ学級	● 不登校児童生徒の活動支援の場として“はまかぜ学級”があります。
3F	児童心理治療施設	● 子どもの福祉に関する一時保護や生活指導を行う“まりんルーム”があります。 ● 福岡市立児童心理治療施設、施設内学級があります。
2F	まりんルーム	
1F	ロビー・守衛室	
B1F	駐車場	※高さ制限がありバス等は駐車できません。

(5) 交通アクセス・周辺案内



3 利用案内

(1) このような相談をお受けいたします。

- ★赤ちゃんの育児（授乳・食事・排泄・睡眠）不安に関すること
- ★子どもの発育や発達の遅れなどに関すること
- ★家庭内暴力などの性格行動に関すること
- ★心身に障がいのある場合の発達や施設入所等に関すること
- ★療育手帳、特別児童扶養手当の判定に関すること
- ★子ども自身の身体の悩みや性に関すること
- ★ひきこもりがちな子どもに関すること
- ★養育者の病気や死亡、置き去りなどの理由により家庭で子どもの養育が困難なときの相談
- ★里親に子どもを預けたい、里親になりたい
- ★子どもの夜間徘徊、万引きや盗み、家のお金の持ち出しなどの相談
- ★性被害や異性交遊など性についての悩み
- ★近所の子どもの虐待を受けているなど養育環境上の問題のある家庭についての相談
- ★不登校に関すること
- ★いじめなど学校生活についての悩みに関すること

(2) 利用できる方

- ★0歳から20歳までの子どもやその家族とその関係者

(3) 利用方法

① 電話相談

- ★ 専門の相談員（臨床心理士、保健師、助産師、看護師、保育士、社会福祉士など）が電話でご相談をお受けします。

相談電話(24時間対応)

092-833-3000 ※年中無休(年末年始を除く)

- 子ども本人、保護者の皆様からのご相談をお受けします。
- どこに相談したらよいかわからない子どもの相談は迷わずご相談ください。

女の子専用電話(9:00~17:00)

092-833-3001 ※年中無休(年末年始を除く)

- 女の子本人からのご相談を女性相談員がお受けします。

② 面接相談

- 担当の児童福祉司、児童心理司等が相談をお受けします。
- 原則として予約が必要です。まずはお電話でご相談ください。
- 面接時間は祝日及び年末年始を除く月曜から金曜日の午前9時から午後5時までです。

4 組織及び事務分掌

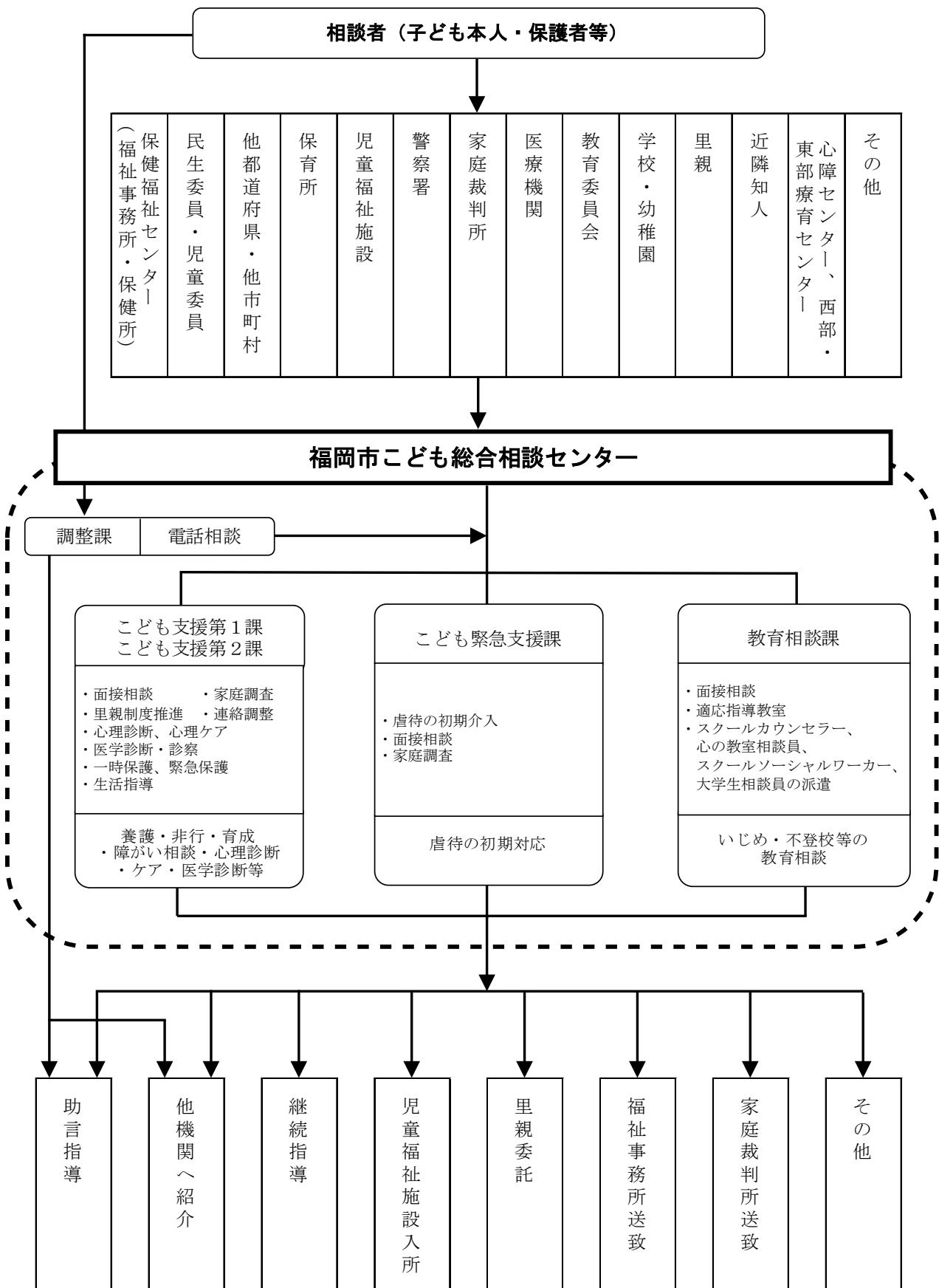
令和3年4月現在

※（ ）内は会計年度任用職員で外数

組織及び事務分掌 (令和3年度) ※（ ）内は会計年度任用職員で外数

こども総合相談センター 副所長 こども総合相談センター 所長	事務取扱 (調整課長) 6人 (19人)	管理係長 職員 2人 負担金徴収等職員 (1人) 一般事務職員 (2人)	予算・決算・庶務・経理・庁舎管理等 児童福祉施設入所児の負担金徴収事務等
		総合相談係長 児童福祉司 2人 総合相談員 (10人) 夜間電話相談員 (4人) こども緊急支援協力員 (1人) 心理相談員 (1人)	面前DV・泣き声通告 電話相談
	こども支援第1課長 45人 (12人)	支援第1係長 児童福祉司 7人 ※うち2名は区兼務	養護・非行・育成・障がい相談 (東区)
		支援第2係長 児童福祉司 6人 ※うち2名は区兼務	養護・非行・育成・障がい相談 (早良区)
		支援第3係長 児童福祉司 6人 ※うち2名は区兼務	養護・非行・育成・障がい相談 (博多区・管外)
		里親係長 児童福祉司 3人 里親対応専門員 (3人)	里親事業
		家庭移行支援係長 児童福祉司 4人 社会的養護自立支援員 (1人)	家庭復帰等支援・施設調整
		心理相談第1係長 児童心理司 6人 心理相談員 (2人) 嘱託医 (2人)	心理診断・心理ケア (東区・早良区) 課の庶務
		心理相談第2係長 児童心理司 5人 心理相談員 (4人)	心理診断・心理ケア (博多区・早良区)
	こども支援第2課長 39人 (25人)	支援第1係長 児童福祉司 9人 ※うち4名は区兼務	養護・非行・育成・障がい相談 (城南区・西区)
		支援第2係長 児童福祉司 8人 ※うち4名は区兼務	養護・非行・育成・障がい相談 (中央区・南区)
		心理・思春期相談係長 児童心理司 9人 ※うち2名は区兼務 心理相談員 (3人) 思春期相談員 (1人)	心理診断・心理ケア (中央区・南区・城南区・西区) 思春期事業・ひきこもり支援
		一時保護係長 児童指導員 3人 保育士 5人 昼間児童指導員 (4人) 夜間児童指導員 (4人) 深夜児童指導員 (11人) 保健指導員 (1人) 心理相談員 (1人)	一時保護に関する業務
	こども緊急支援課長 10人	こども緊急支援係長 児童福祉司 2人	虐待の初期対応 (博多区・南区)
		こども緊急支援係長 児童福祉司 2人	虐待の初期対応 (中央区・城南区・早良区)
こども緊急支援係長 児童福祉司 2人		虐待の初期対応 (東区・西区)	
連携支援 1人	こども総合相談センターと各区子ども家庭総合支援拠点との連携に関すること等		
教育相談課長 11人 (197人)	推進係長 職員 1人 一般事務職員 (1人)	庶務・経理・予算・決算	
	相談係長 指導主事 4人 教育相談推進員 1人 教育カウンセラー (8人) 教育相談員 (1人) 適応指導教室指導員 (4人) 適応指導教室心理指導員 (3人) 適応指導教室指導援助員 (1人)	教育相談 適応指導教室運営	
	主査 (教育相談担当) スクールカウンセラー (115人)	スクールカウンセラー等活用事業 SNSを活用した教育相談	
	主査 (教育相談担当) スクールソーシャルワーカー (64人)	スクールソーシャルワーカー活用事業 不登校対策の指導助言	
113人 (253人)			

5 相談の流れ



第2 こども総合相談センター業務概要（令和2年度）

Ⅰ 相談の種別

- ・育成相談 落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけなどに関する相談。
- ・障がい相談 知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい等のある子どもの家庭養育や施設入所に関する相談。
- ・養護相談 保護者の病気、失踪、拘禁などのため家庭養育が困難な子ども、暴力や置き去りなど虐待・放任されている家庭環境上問題がある子どもの相談。
- ・非行相談 家出、不良交友などの行為のある子どものぐ犯行為（*1）や窃盗、暴行傷害など法に触れる行為のある子どもの相談。
- ・教育相談 不登校、いじめなどの学校場面での問題に関する相談。

*1 ぐ犯行為・・・将来に罪を犯す可能性のある行為

Ⅱ 電話相談の状況

(1) 受理件数

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	*2 計（虐待相談）
28年度	5,533	148	995	180	4,327	1,079	12,262件（597）
	45.1	1.2	8.1	1.5	35.3	8.8	100.0%（4.9）
29年度	6,978	158	987	184	4,124	1,243	13,674件（576）
	51.0	1.2	7.2	1.3	30.2	9.1	100.0%（4.2）
30年度	6,363	219	1,209	130	4,199	1,000	13,120件（807）
	48.5	1.7	9.2	1.0	32.0	7.6	100.0%（6.2）
元年度	6,170	211	1,276	187	3,923	1,235	13,002件（858）
	47.5	1.6	9.8	1.4	30.2	9.5	100.0%（6.6）
2年度	5,432	245	1,132	107	3,135	1,262	11,313件（807）
	48.0	2.2	10.0	0.9	27.7	11.2	100.0%（7.1）

※（ ）内は虐待相談件数で内数

令和2年度の電話相談受理件数は前年度より約10%減の11,313件でした。令和2年度の相談の受理状況については、育成相談が約48%、教育相談が約27.7%で、この2つの相談で全体の約76%を占めています。

*2 虐待相談・・・ここでいう虐待相談には、近隣者からの虐待通告の他に子ども自身からの相談や保護者からの虐待しそうであるという相談も含まれています。

② 虐待相談の内訳

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
30年度	359	265	24	159	807件
	44.5	32.8	3.0	19.7	100.0%
元年度	441	207	25	185	858件
	51.4	24.1	2.9	21.6	100.0%
2年度	484	184	19	120	807件
	60.0	22.8	2.4	14.8	100.0%

過去3年間の虐待相談は、約800件台を推移しています。

③ 時間帯別（昼間：8:00～17:00、夜間 17:00～22:00、深夜 22:00～翌 8:00）

区分	昼間	夜間	深夜	計
30年度	8,474 64.6	2,342 17.8	2,304 17.6	13,120件 100.0%
元年度	8,091 62.2	2,250 17.3	2,661 20.5	13,002件 100.0%
2年度	7,208 63.7	2,150 19.0	1,955 17.3	11,313件 100.0%

2年度は昼間、夜間、深夜の割合は前年度とほぼ同様のものとなっています。

(2) 相談者別件数

区分	本人	父	母	その他 親族	教師	その他	計
30年度	1,437 11.0	582 4.4	9,306 70.9	354 2.7	372 2.8	1,069 8.2	13,120件 100.0%
元年度	1,723 13.3	625 4.8	8,729 67.1	378 2.9	361 2.8	1,186 9.1	13,002件 100.0%
2年度	1,282 11.3	737 6.5	7,639 67.5	314 2.8	175 1.6	1,166 10.3	11,313件 100.0%

母親からの相談が最も多く、全体の約68%近くを占めています。

(3) 対象者別件数

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
30年度	2,768 21.1	4,570 34.8	3,162 24.1	1,291 9.8	100 0.8	72 0.6	69 0.5	383 2.9	705 5.4	13,120件 100.0%
元年度	2,045 15.7	4,464 34.3	3,677 28.3	1,227 9.4	141 1.1	190 1.5	134 1.0	372 2.9	752 5.8	13,002件 100.0%
2年度	2,291 20.3	3,070 27.1	3,706 32.8	891 7.9	123 1.1	87 0.7	58 0.5	436 3.9	651 5.7	11,313件 100.0%

2年度の対象者別件数は、中学生が最も多くなっています。

(4) 電話対応の処理状況

区分	相談引継	助言	他機関 紹介	その他	計
30年度	683 5.2	11,193 85.3	982 7.5	262 2.0	13,120件 100.0%
元年度	688 5.3	11,195 86.1	922 7.1	197 1.5	13,002件 100.0%
2年度	680 6.0	9,494 83.9	974 8.6	165 1.5	11,313件 100.0%

処理の状況としては、助言が最も多く、約8割を占めています。

(5) 居住地別

区分	市内	市外県内	県外	不明	計
30年度	10,116 77.0	468 3.6	1,230 9.4	1,306 10.0	13,120件 100.0%
元年度	9,978 76.7	598 4.6	1,220 9.4	1,206 9.3	13,002件 100.0%
2年度	8,730 77.2	396 3.5	1,006 8.9	1,181 10.4	11,313件 100.0%

相談の約8割は市内からとなっています。

3 面接相談の状況

(1) 概況

専門的、継続的な相談が必要な場合、児童福祉司や児童心理司等により面接相談を受けています。
また、必要に応じて各種心理判定や医師の診断を行いながら、カウンセリングを実施しています。

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	虐待相談 受理件数	*2-P.6参照 対応件数	非行 相談	教育 相談	その他	計
28年度	226	3,079	1,519	1,144	976	111	191	8	受理5,134件
	4.4	60.0	29.6	22.3	19.0	2.1	3.7	0.2	100.0%
	5,176	4,573	28,782	-	18,556	2,270	9,303	66	延50,170件
	10.3	9.1	57.4	-	37.0	4.5	18.6	0.1	100.0%
29年度	218	3,065	1,885	1,457	1,292	107	203	12	受理5,490件
	4.0	55.8	34.3	26.5	23.5	2.0	3.7	0.2	100.0%
	4,894	4,504	28,719	-	18,007	1,952	10,987	25	延51,081件
	9.6	8.8	56.3	-	35.3	3.8	21.5	0.0	100.0%
30年度	232	3,374	2,567	2,002	1,908	128	191	3	受理6,495件
	3.6	51.9	39.5	30.8	29.4	2.0	2.9	0.1	100.0%
	4,781	4,957	37,581	-	22,225	1,876	9,986	128	延59,309件
	8.1	8.3	63.4	-	37.5	3.2	16.8	0.2	100.0%
元年度	224	3,429	3,121	2,549	2,449	138	177	7	受理7,096件
	3.2	48.3	44.0	35.9	34.5	1.9	2.5	0.1	100.0%
	4,553	4,794	44,563	-	27,717	2,052	9,048	95	延65,105件
	7.0	7.4	68.4	-	42.6	3.2	13.9	0.1	100.0%
2年度	205	3,004	3,140	2,678	2,637	111	149	11	受理6,620件
	3.1	45.4	47.4	40.5	39.8	1.7	2.2	0.2	100.0%
	4,649	4,112	53,312	-	35,445	2,246	7,099	19	延71,437件
	6.5	5.8	74.6	-	49.6	3.1	9.9	0.1	100.0%

受理件数で最も多いのは、障がい相談で全体の47.4%となっています。

延べ件数では養護相談が最も多く、全体の約74.6%となっています。

② 虐待相談の内訳*2-P.6参照

区分	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	放任虐待	計
30年度	1,201	390	20	297	対応1,908件
	62.9	20.4	1.1	15.6	100.0%
	6,720	7,177	1,059	7,269	延22,225件
	30.2	32.3	4.8	32.7	100.0%
元年度	1,559	488	17	385	対応2,449件
	63.7	19.9	0.7	15.7	100.0%
	9,262	9,441	1,302	8,703	延28,708件
	32.3	32.9	4.5	30.3	100.0%
2年度	1,791	496	27	323	対応2,637件
	67.9	18.8	1.0	12.3	100.0%
	12,126	13,170	1,161	8,988	延35,445件
	34.2	37.1	3.3	25.4	100.0%

③ 相談経路別件数*3

区分	家庭(保護者、親戚、本人含む)	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉 施設(里親含む)	家庭裁判所	学校	その他	計
30年度	2,295	825	1,304	147	475	122	8	142	1,177	6,495件
	35.3	12.7	20.1	2.3	7.3	1.9	0.1	2.2	18.1	(100.0%)
元年度	2,426	774	1,802	162	454	102	13	166	1,197	7,096件
	34.2	10.9	25.4	2.3	6.4	1.4	0.2	2.3	16.9	(100.0%)
2年度	2,156	704	1,866	127	427	56	26	160	1,098	6,620件
	32.6	10.6	28.2	1.9	6.5	0.8	0.4	2.4	16.6	(100.0%)

*3 相談経路・・・当センターへ相談のあった相手方の区分を示しています。

④ 対象者別件数

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
30年度	1,073	2,064	1,788	863	707	6,495件
	16.5	31.8	27.5	13.3	10.9	100.0%
元年度	1,210	2,275	1,928	919	764	7,096件
	17.1	32.1	27.2	13.0	10.8	100.0%
2年度	1,156	2,300	1,709	814	641	6,620件
	17.5	34.7	25.8	12.3	9.7	100.0%

(2) 育成相談

落ち着きがない、集団不適合、家庭内暴力などの性格行動や、しつけなどについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	性格行動										育児	進路	ひきこもり	生き方	性	被害	保健・医療	計
	な落ち着き	わが抗ま	家庭内暴力	乱暴	性情緒その他	社会人性	チ習癖ク	生活習慣	その他行動	小計								
28年度	33	17	46	14	43	28	3	4	7	195	11	1	8	0	5	6	2	228件
	14.5	7.5	20.2	6.1	18.9	12.3	1.3	1.7	3.1	85.6	4.8	0.4	3.5	0.0	2.2	2.6	0.9	100.0%
29年度	42	19	39	18	48	11	1	4	17	199	11	0	6	0	0	1	1	218件
	19.3	8.7	17.9	8.3	23.9	5.0	0.5	1.8	7.8	93.2	5.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.5	0.5	102.0%
30年度	39	21	37	22	38	14	4	3	23	201	16	1	8	0	2	0	4	232件
	16.8	9.1	15.9	9.5	16.4	6.1	1.7	1.3	9.9	86.7	6.9	0.4	3.4	0.0	0.9	0.0	1.7	100.0%
元年度	30	7	37	11	73	18	1	2	27	206	6	0	5	0	2	2	3	224件
	13.4	3.1	16.5	4.9	32.6	8.0	0.5	0.9	12.1	92.0	2.7	0.0	2.2	0.0	0.9	0.9	1.3	100.0%
2年度	29	17	47	9	43	15	1	2	13	176	11	0	5	0	5	3	5	205件
	14.2	8.3	22.9	4.4	21.0	7.3	0.5	1.0	6.3	85.9	5.4	0.0	2.4	0.0	2.4	1.5	2.4	100.0%

② 対象者別件数

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
30年度	7	53	80	50	42	232件
	3.0	22.8	34.5	21.6	18.1	100.0%
元年度	12	45	71	51	45	224件
	5.3	20.1	31.7	22.8	20.1	100.0%
2年度	11	40	60	56	38	205件
	5.4	19.5	29.3	27.3	18.5	100.0%

③ 相談経路別件数*3-P.8参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
30年度	140	4	30	45	0	1	0	2	10	232件
	60.4	1.7	12.9	19.4	0.0	0.4	0.0	0.9	4.3	100.0%
元年度	113	0	57	47	0	0	0	0	7	224件
	50.4	0.0	25.5	21.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	100.0%
2年度	102	0	52	41	0	3	0	3	4	205件
	49.8	0.0	25.4	20.0	0.0	1.5	0.0	1.5	2.0	100.0%

④ 支援別件数*4

区分	*5 助言 指導	継続 指導	福祉 事務所 送致	児童 福祉司 指導	訓戒 誓約	児童福祉施設措置		その他	計
						入所	通所		
30年度	68	154	0	0	0	2	0	8	232件
	29.3	66.4	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	3.4	100.0%
元年度	99	121	0	0	0	3	0	1	224件
	44.2	54.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.5	100.0%
2年度	95	103	0	0	0	1	2	4	205件
	46.3	50.2	0.0	0.0	0.0	0.5	1.0	2.0	100.0%

育成相談における助言指導の多くは、育児や子どもの性格行動に関する相談です。また継続指導とは子どもの性格や行動などの問題がある場合等に、継続して数回から数十回に渡って通所面接や遊戯療法(*6)などを行い、親子関係等の調整を行ったものです。

*4 支援別件数・・・当センターが行った援助の内容毎の件数です。

*5 助言指導・・・子どもの相談内容に対する対応方法や他機関への連携等を行い、1回～数回の面接で終了したものを。

*6 遊戯療法・・・遊びを媒介として、子どもの精神安定を図り不適応状態からの回復をめざす心理療法

(3) 障がい相談

知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がいなど、心身に障がいのある子どもの療育や家庭での養育、施設入所についての相談です。

療育手帳、特別児童扶養手当の判定も実施しています。

① 相談内容別件数

区分	知的 障がい	肢体 不自由	重症 心身	言語 障がい	その他	計
30年度	3,100	89	1	142	42	3,374件
	91.9	2.6	0.0	4.2	1.2	100.0%
元年度	3,080	161	26	110	52	3,429件
	89.8	4.7	0.8	3.2	1.5	100.0%
2年度	2,704	142	25	85	48	3,004件
	90.0	4.7	0.8	2.8	1.6	100.0%

② 対象者別件数

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
30年度	522	1,477	752	309	314	3,374件
	15.5	43.8	22.3	9.2	9.3	100.0%
元年度	502	1,606	730	293	298	3,429件
	14.6	46.8	21.3	8.5	8.7	100.0%
2年度	446	1,580	539	202	237	3,004件
	14.8	52.6	17.9	6.7	7.9	100.0%

③ 相談経路別件数*3-P.8参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親舎)	家庭裁判所	学校	その他	計
30年度	1,200	661	2	100	1,111	15	0	0	285	3,374件
	35.6	19.6	0.1	3.0	32.9	0.4	0.0	0.0	8.4	100.0%
元年度	1,995	628	0	113	454	21	0	0	218	3,429件
	58.2	18.3	0.0	3.3	13.2	0.6	0.0	0.0	6.4	100.0%
2年度	1,747	583	0	85	427	19	0	0	143	3,004件
	58.2	19.4	0.0	2.8	14.2	0.6	0.0	0.0	4.8	100.0%

④ 支援別件数*4-P.10参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	福祉事務所送致	訓戒誓約	施設入所等*7				その他	計
						措置		契約			
						入所	通所	入所	通所		
30年度	2,076	105	0	0	0	10	0	55	1,111	17	3,374件
	61.5	3.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	1.6	32.9	0.5	100.0%
元年度	1,996	114	0	0	0	0	0	54	1,246	19	3,429件
	58.2	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	36.3	0.6	100.0%
2年度	1,523	91	0	0	0	0	0	52	1,325	13	3,004件
	50.7	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	44.1	0.4	100.0%

*7 施設入所等・・・施設入所等のうち契約件数については、施設と利用者の施設利用契約制度による入所等の件数であり、年度毎に契約締結・更新手続きが必要。

(4) 養護相談

保護者の病気・家出などのため家庭養育が困難な子ども、置き去りなど適当な養育者がいない子ども、虐待・放任されている家庭環境上問題のある子どもについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	保護者の理由							家庭環境	迷子	その他	計
	傷病	家出	死亡	離婚	虐待	拘禁	父母就労				
28年度	74	1	4	0	976	7	10	119	5	323	1,519件
	4.9	0.1	0.2	0.0	64.3	0.5	0.7	7.8	0.3	21.2	100.0%
29年度	95	7	8	1	1292	16	7	151	1	307	1,885件
	5.0	0.4	0.4	0.1	68.5	0.8	0.4	8.0	0.1	16.3	100.0%
30年度	121	2	6	4	1908	14	9	196	0	307	2,567件
	4.7	0.1	0.2	0.2	74.3	0.5	0.4	7.6	0.0	12.0	100.0%
元年度	76	4	3	0	2449	4	5	192	5	383	3,121件
	2.4	0.1	0.1	0.0	78.5	0.1	0.2	6.1	0.2	12.3	100.0%
2年度	62	2	1	0	2637	0	0	233	1	204	3,140件
	1.9	0.1	0.1	0.0	83.9	0.0	0.0	7.4	0.1	6.5	100.0%

② 対象者別件数

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
30年度	544	533	855	333	302	2,567件
	21.2	20.8	33.3	13.0	11.8	100.0%
元年度	696	622	1,038	405	360	3,121件
	22.3	19.9	33.3	13.0	11.5	100.0%
2年度	699	680	1,021	423	317	3,140件
	22.3	21.7	32.5	13.5	10.1	100.0%

③ 相談経路別件数*3-P.8参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設(里親含む)	家庭裁判所	学校	その他	計
30年度	102	160	1,175	1	0	85	4	113	927	2,567件
	4.0	6.2	45.8	0.0	0.0	3.3	0.2	4.4	36.1	100.0%
元年度	161	146	1,629	2	0	81	6	151	945	3,121件
	5.2	4.7	52.2	0.1	0.0	2.6	0.2	4.8	30.3	100.0%
2年度	150	119	1,740	0	0	33	10	147	941	3,140件
	4.8	3.8	55.4	0.0	0.0	1.1	0.3	4.7	30.0	100.0%

④ 支援別件数*4-P.10参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他	計
30年度	2110	398	9	23	19	8	2,567件
	82.2	15.5	0.4	0.9	0.7	0.3	100.0%
元年度	2581	480	10	14	23	13	3,121件
	82.7	15.4	0.3	0.4	0.7	0.4	100.0%
2年度	2827	252	9	23	18	13	3,142件
	90.0	8.0	0.3	0.7	0.6	0.4	100.0%

(5) 非行相談

家出、不良交遊等の行為やく犯行為(*1-P.6参照)をする子どもについての相談や、13歳以下で窃盗・暴行等法に触れる行為をした子どもについての触法相談です。

① 相談内容別・男女別件数

区分		無断外泊	浮浪徘徊	金品持出	不純異性交遊	不良交遊	喫煙・飲酒	家出	シンナー	放火	暴行傷害	性的非行	窃盗					小計	その他	計	
													自転車	原付自転車	万引き	侵入盗	横領				その他
28年度	男	3	4	5	0	0	0	8	0	4	5	12	4	0	9	3	2	7	25	5	71
	女	5	0	2	0	1	0	19	0	0	1	3	1	1	2	0	0	1	5	4	40
	計	8	4	7	0	1	0	27	0	4	6	15	5	1	11	3	2	8	30	9	111
	%	7.2	3.6	6.3	0.0	0.9	0.0	24.4	0.0	3.6	5.4	13.5	4.5	0.9	9.9	2.7	1.8	7.2	27.0	8.1	100.0
29年度	男	2	3	11	0	0	0	14	0	1	4	18	2	2	11	3	1	4	23	4	80
	女	1	0	0	1	0	0	12	0	0	3	2	0	0	4	0	0	1	5	3	27
	計	3	3	11	1	0	0	26	0	1	7	20	2	2	15	3	1	5	28	7	107
	%	2.8	2.8	10.3	0.9	0.0	0.0	24.3	0.0	0.9	6.5	18.7	2.0	2.0	14.0	2.8	0.9	4.6	26.3	6.5	100.0
30年度	男	2	0	6	0	0	0	13	0	1	12	8	6	4	14	1	1	9	35	14	91
	女	4	1	0	1	0	0	18	0	0	1	0	0	0	8	0	0	3	11	4	40
	計	6	1	6	1	0	0	31	0	1	13	8	6	4	22	1	1	12	46	18	131
	%	4.6	0.8	4.6	0.8	0.0	0.0	23.7	0.0	0.8	9.9	6.1	4.6	3.1	16.8	0.8	0.8	9.2	35.0	13.7	100.0
元年度	男	0	0	5	0	0	0	8	0	10	2	11	5	3	14	2	2	7	33	19	88
	女	1	0	2	0	2	0	26	0	3	1	4	2	0	7	0	0	0	9	2	50
	計	1	0	7	0	2	0	34	0	13	3	15	7	3	21	2	2	7	42	21	138
	%	0.7	0.0	5.1	0.0	1.4	0.0	24.6	0.0	9.4	2.2	10.9	5.1	2.2	15.2	1.5	1.5	5.1	30.5	15.2	100.0
2年度	男	0	0	7	0	0	1	7	0	7	10	7	3	2	13	0	1	1	20	18	77
	女	1	0	1	0	0	0	19	0	1	1	2	0	0	5	0	0	2	7	2	34
	計	1	0	8	0	0	1	26	0	8	11	9	3	2	18	0	1	3	27	20	111
	%	0.9	0.0	7.2	0.0	0.0	0.9	23.4	0.0	7.2	9.9	8.1	2.7	1.8	16.2	0.0	0.9	2.7	24.4	18.0	100.0

② 対象者別件数

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
30年度	0	0	38	67	26	131件
	0.0	0.0	29.0	51.2	19.8	100.0%
元年度	0	2	27	69	40	138件
	0.0	1.4	19.6	50.0	29.0	100.0%
2年度	0	0	28	47	36	111件
	0.0	0.0	25.2	42.4	32.4	100.0%

③ 相談経路別件数*3-P.8参照

区分	家庭	警察		家庭裁判所	その他	計
		通告	送致			
30年度	16	96	2	4	13	131件
	12.2	73.3	1.5	3.1	9.9	100.0%
元年度	8	113	3	7	7	138件
	5.8	81.9	2.2	5.1	5.0	100.0%
2年度	16	67	5	16	7	111件
	14.4	60.4	4.5	14.4	6.3	100.0%

④ 支援別件数*4-P.10参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	施設入所				里親委託	家庭裁判所送致	その他	計
				国立児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童養護施設	児童心理治療施設				
30年度	51	74	0	0	1	1	1	0	2	1	131件
	38.8	56.5	0.0	0.0	0.8	0.8	0.8	0.0	1.5	0.8	100.0%
元年度	81	57	0	0	0	0	0	0	0	0	138件
	58.7	41.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0%
2年度	54	53	0	0	3	0	0	0	0	1	111件
	48.6	47.8	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0%

非行相談における継続指導は、親子での通所を通して、面接指導や心理治療を並行して行い、問題行動の改善、家庭調整等を行ったものです。

(6) 教育相談

不登校やいじめに関する相談です。

① 相談内容別件数

区分	学業	学校との関わり	怠学	不登校	いじめ	交友・人間関係	場面緘黙	学校生活	計
30年度	0	0	0	187	3	1	0	0	191件
	0.0	0.0	0.0	97.9	1.6	0.5	0.0	0.0	100.0%
元年度	1	0	0	166	1	1	0	0	169件
	0.6	0.0	0.0	98.2	0.6	0.6	0.0	0.0	100.0%
2年度	0	0	0	143	1	0	0	0	144件
	0.0	0.0	0.0	99.3	0.7	0.0	0.0	0.0	100.0%

② 対象者別件数

区分	0～3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生 ・その他	計
30年度	0	2	111	73	5	191件
	0.0	1.0	58.2	38.2	2.6	100.0%
元年度	0	0	65	100	4	169件
	0.0	0.0	38.4	59.2	2.4	100.0%
2年度	0	0	73	69	2	144件
	0.0	0.0	50.7	47.9	1.4	100.0%

③ 相談経路別件数*3-P.8参照

区分	家庭	医療 機関	保健所	他施設	教育 委員会	知人	他市 町村	学校	他親族	近隣者	その他	計
30年度	187	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	191件
	98.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.0	0.0	0.5	100.0%
元年度	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169件
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0%
2年度	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144件
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0%

④ 学年別件数

区分	小 学 生						中 学 生				高 校 生				その他	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年		小計
30年度	3	15	14	15	20	19	86	51	28	17	96	8	1	0	9	0
	1.6	7.9	7.3	7.9	10.5	9.9	45.1	26.6	14.7	8.9	50.2	4.2	0.5	0.0	4.7	0.0
元年度	1	6	8	19	19	12	65	41	39	20	100	2	2	0	4	0
	0.6	3.6	4.7	11.1	11.2	7.1	38.4	24.3	23.1	11.8	59.2	1.2	1.2	0.0	2.4	0.0
2年度	5	6	16	16	9	21	73	34	27	8	69	0	2	0	2	0
	3.5	4.2	11.1	11.1	6.3	14.6	50.8	23.6	18.8	5.6	48.0	0.0	1.4	0.0	1.4	0.0

⑤ 支援別件数*4-P.10参照

区分	助言 指導	継続 指導	他機関 連携	その他	計
30年度	8	183	0	0	191件
	4.2	95.8	0.0	0.0	100.0%
元年度	3	166	0	0	169件
	1.8	98.2	0.0	0.0	100.0%
2年度	1	143	0	0	144件
	0.7	99.3	0.0	0.0	100.0%

(7) 心理判定・心理面接状況

専門的立場から子どもの心身の発達や状況を診断し、それに基づいて助言指導やカウンセリング、遊戯療法（*6-P.10参照）などの心理療法を用いて、子どもや保護者の直面している問題の解決のための支援を行っています。

① 相談内容別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	計
30年度	1,347	3,370	3,469	361	4,091	0	12,638件
	10.7	26.7	27.3	2.9	32.4	0.0	100.0%
元年度	1,516	3,347	3,453	414	6,234	0	14,964件
	10.1	22.4	23.0	2.8	41.7	0.0	100.0%
2年度	1,031	2,538	3,813	338	2,627	0	10,347件
	10.0	24.5	36.8	3.3	25.4	0.0	100.0%

心理判定・面接のなかの教育相談の多くは、小・中学生の不登校、いじめ等学校生活に関わる相談となっています。障がい相談は療育手帳判定など1回のみ相談も多いのですが、その他の相談は継続的に面接を実施していることが多くなっています。

② 医学診断・心理学的検査・カウンセリング件数

区分	医学診断		心理学的検査					心理療法 カウンセリング等		計
	観察・ 指導	医学的 検査	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他	面接・ 観察	医師	児童 心理司	
30年度	615	371	1,627	934	262	235	5,457	0	5,752	15,253件
	4.0	2.4	10.7	6.1	1.7	1.5	35.8	0.0	37.8	100.0%
元年度	417	267	1,586	883	167	218	5,067	0	5,072	13,677件
	3.0	2.0	11.6	6.5	1.2	1.6	37.0	0.0	37.1	100.0%
2年度	387	247	1,187	696	234	253	4,105	0	4,400	11,509件
	3.4	2.1	10.3	6.0	2.1	2.2	35.7	0.0	38.2	100.0%

医学診断は、精神科医、小児科医が行っています。知能検査は、主として、田中ビネー-V、WISC-IVを、発達検査は遠城寺式、新版K式などを用いています。人格検査は、バウムテスト、HTP、ロールシヤツハ、P-Fスタディ、SCTなどを実施しています。また、治療が必要と思われる児童には、カウンセリングや遊戯療法（*6-P.10参照）、箱庭療法（*8）などの心理治療を実施しています。

* 8 箱庭療法・・・砂の入った箱におもちゃの建物・人・動物等を並べて思い思いの庭を作らせることで治療を試みる心理療法

③ 1歳6か月児・3歳児精密健診相談別受付件数

区分		養護	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達等	重症心身	知的障がい	自閉症	子育て	不登校	性格・行動	計
30年度	1歳6か月	0	0	0	52	0	2	0	0	0	7	61件
	3歳	0	0	0	52	0	0	1	4	0	40	97件
元年度	1歳6か月	0	0	0	48	0	2	0	1	0	7	58件
	3歳	0	0	0	55	0	2	0	2	0	32	91件
2年度	1歳6か月	0	0	0	33	0	0	0	0	0	7	40件
	3歳	0	0	0	42	0	0	0	0	0	31	73件

各区の保健福祉センターに児童心理司が向ういて、発達上の問題が疑われる子どもに面接しています。
1歳6か月児健診、3歳児健診とともに、言語発達遅滞などに関する相談が高い割合を占めています。

④ 療育手帳判定件数

区分	新規	再判定	計
28年度	610	976	1,586件
29年度	613	962	1,575件
30年度	612	1,115	1,727件
元年度	620	1,114	1,734件
2年度	585	765	1,350件

知的障がいがある子どもに対して、療育手帳（*9）の交付のための判定を行っています。上記の件数は、18歳未満の子どもに対して療育手帳新規交付や再判定に伴う判定件数となっています。

*9 療育手帳・・・知的障がいのある方に、一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳

(8) 児童福祉施設等

① 児童福祉施設及び里親への措置状況（年度末在籍人数）

区分	乳児院	児童養護施設	障がい児入所施設 ※契約入所除く		児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	計
			福祉型	医療型				
30年度	19	178	28	10	9	5	181	430人
元年度	16	155	24	9	8	3	189	404人
2年度	13	131	20	10	14	4	189	381人

障がい児入所施設の契約入所は下記(2)参照。

里親には、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を含む。

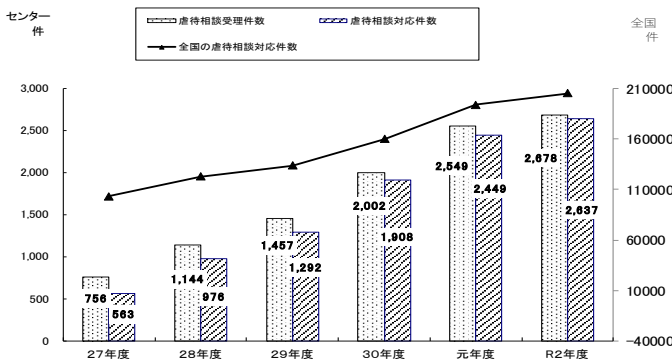
② その他施設への入所状況（年度末在籍人数）

区分	障がい児入所施設 ※契約入所のみ		自立援助ホーム
	福祉型	医療型	
30年度	14	21	8
元年度	11	20	10
2年度	7	25	15

4 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待に関する相談状況

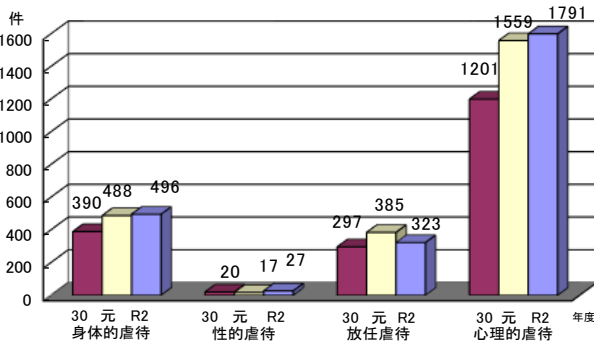
① 虐待相談件数



令和2年度の虐待相談受理件数は2,678件、対応件数は2,637件です。対応件数とは、調査の結果、虐待・虐待の疑いがあると認められない件数を受理件数から除外したものです。虐待相談受理件数、対応件数ともに、過去最高となりました。

これは、令和2年度も前年度から引き続き警察からの通告件数の増加が最大の要因と思われます。また、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会や各区要保護児童支援地域協議会の活動、市民への広報・啓発活動を強化したことにより、市民の関心が高まったことも、通告件数が増加した要因の一つだと思われます。

② 虐待内容別受付状況

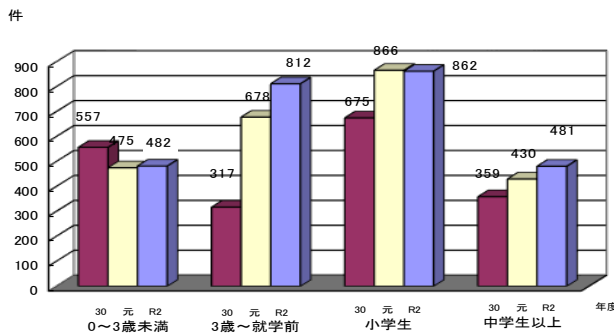


令和2年度は、虐待種別のうち放任虐待以外のすべての種別で前年度を上回りました。また、前年度同様心理的虐待が一番多く、虐待種別件数で6割超を占めています。

心理的虐待のうち約半数は家庭における暴力の目撃等による警察からの面前DV通告になります。

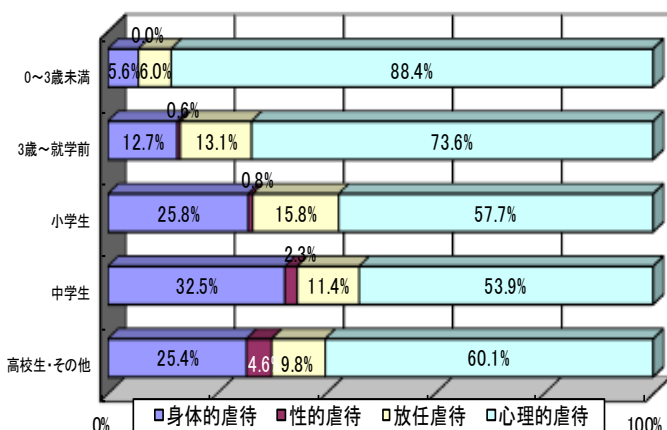
性的虐待は毎年数パーセントで推移していますが、顕在化しにくい虐待であり、実数はこれよりも多いのではないかと考えています。

③ 年齢階層別受付状況



被虐待児の年齢では、0歳から就学前までの児童が約半数を占めており、特に乳幼児に起こる児童虐待の場合は、生命に関わるような重篤な事態へ発展することがあるため、その対応は児童相談所に限らず、医療機関や区役所等関係諸機関との連携・協力が必要不可欠です。

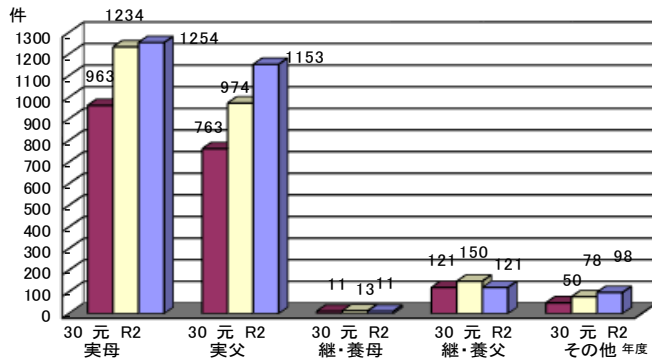
④ 年齢階層別・虐待内容別受付状況



年齢階層別にみた虐待種別の状況では、全ての年齢階層で心理的虐待の割合が一番多く、特に乳幼児は約8割程度となっています。

なお、中学生や高校生・その他は性的虐待の割合が他の年齢階層に比べて高くなっていますが、このうち虐待を受け始めた時期は小学生や幼児期からというケースも少なくありません。

⑤ 虐待者内訳

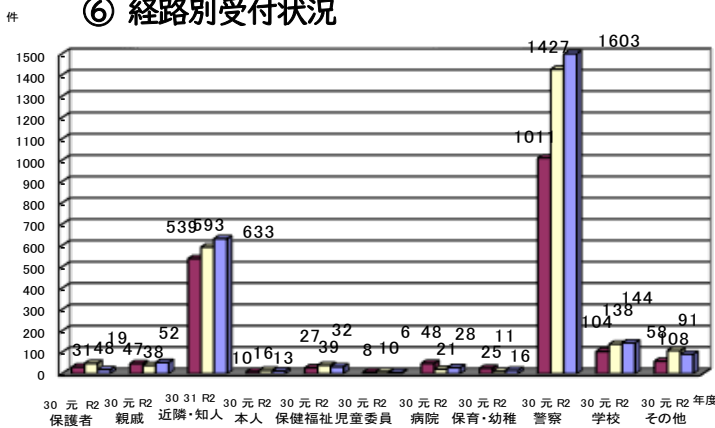


虐待者としては、令和2年度も引き続き実母の割合が多く、実父を上回る件数となりました。これは、家事・育児が母親に負わされていることや、ひとり親家庭における虐待相談の場合は母子家庭が多いことなどが背景にあると考えられます。

また、実父は前年度より1.2倍に増加しています。実父や継・養父の件数については、急増した警察からの面前DV通告のDV加害者の多くが実父等であることが影響しているからです。

その他は、祖父母やおじ・おばなどの親族が主です。

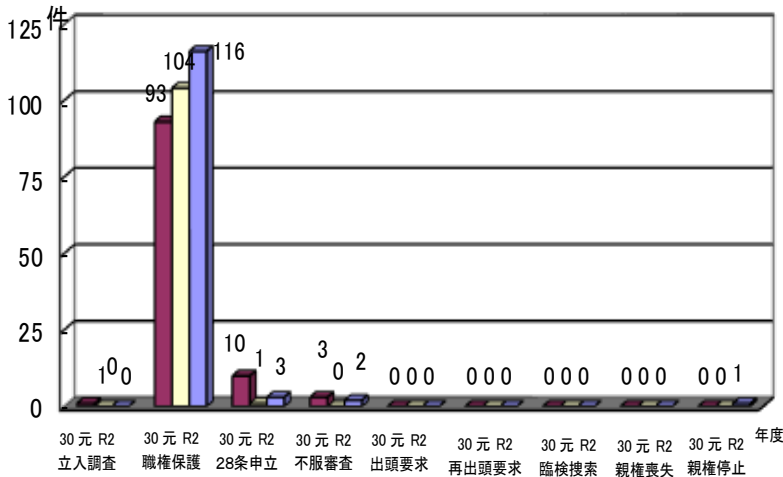
⑥ 経路別受付状況



虐待相談を経路別にみると、前年度から引き続き面前DV通告を含む警察からの通告が最も多くなっています。

また、警察を除くと例年、近隣・知人からの相談が最も多くなっています。これは、悲惨な虐待死亡事例が続いたことで、少しでも心配な家庭があれば通告する意識が高まったことや、福岡市虐待防止活動推進委員会の活動や、市民への広報・啓発活動の強化を図ったことにより、相談が増大したものと思われます。

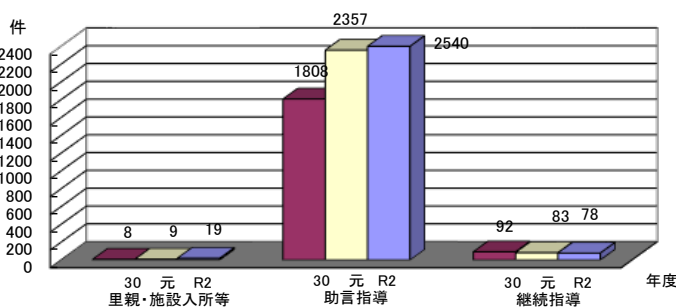
⑦ 立入調査等件数



保護者の同意を得ずに一時保護を行う、いわゆる職権保護は、116件で過去最高の件数となっています。

保護者の意に反して施設や里親に措置するための、家庭裁判所への28条申立件数は、令和2年度は3件でしたが、この5年間、1～10数件の水準で推移しています。

⑧ 相談受理後の支援状況



虐待相談を受けた後の児童への支援状況ですが、施設や里親への措置となる割合はわずかで、約99%の子ども達が関係機関の支援や見守りを受けながら、在宅で過ごしています。

そのため、再発防止等に向けた関係機関の緊密な連携などネットワークの強化や地域からの家庭支援が、今後も重要な課題となっています。

(2) 児童虐待防止に関する事業

① 親の養育支援事業 (MY TREE ペアレンツ・プログラム)

ア 目的

MY TREE ペアレンツ・プログラムの研修を受けた認定実践者がグループを運営し、「セルフケア」と「問題解決力」を回復することで、虐待行動の終止を目的とします。

イ 実施状況 (令和2年9月1日～令和3年3月31日)

■ 対象件数 3件

② 子育て見守り訪問員派遣事業 (H24年7月より開始)

ア 目的

急増する泣き声通告や保護者からの緊急保護の要請に対応するため、特に夜間と休日の児童の安全確認体制を強化しています。泣き声通告の対応の場合、児童相談所からの訪問ではかえって育児不安を増長する可能性があることから、民間委託の訪問員が訪問することにより、より支援的な関わりを行うことができます。

イ 事業概要

休日及び夜間の泣き声等の通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、児童の安全確認や児童移送を行います。

ウ 実施状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

- 訪問世帯数 242件
- 延べ訪問件数 373件
- 訪問した世帯において児童を目視できた割合 59.6%
- 児童の移送を行った件数 0件

③ 法的対応機能強化事業

ア 概要

児童虐待相談について、弁護士から援助を得ることにより、こども総合相談センターの法的対応機能を強化し、的確で円滑な援助を行うことを目的とした事業です。平成23年度から、弁護士資格を持つ職員を常勤で配置しています。また、平成31年度からは弁護士を週1回配置し(2名で隔週交替)、法的助言を依頼しています。さらに、同年度から、家庭裁判所への申立の一部を外部の弁護士に委託しています。

イ 実績

弁護士配置回数	45回
相談件数	123件
家事審判手続き (児福法28条申立等)	4件

④ 医学的専門相談事業

ア 概要

児童虐待相談について、医学の専門家による援助を得ることにより、こども総合相談センターが適切な対応と円滑な支援を行うことを目的とした事業です。児童の傷や痣などについて、法医学医師等から所見を得ています。

イ 実績（実施回数）

区分	法医学的助言
30年度	26回
元年度	23回
2年度	36回

⑤ 関係機関・団体との連携

ア 福岡市要保護児童支援地域協議会

(ア) 概要

要保護児童の適切な保護及び自立の支援又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、要保護児童及び要支援児童若しくは特定妊婦の支援に関する推進体制の確保を図るため、関係機関が連携し、情報共有や支援内容の協議などを行っています。

(イ) 設置 平成18年度 市レベル及び区レベルに設置

(ロ) 構成メンバー（市要保護児童支援地域協議会構成機関・団体）

市医師会、県弁護士会、市歯科医師会、県助産師会、市私立幼稚園連盟、市保育協会、市社会福祉協議会、市社会福祉事業団、県母子福祉協会、福岡大学病院、ふくおか・こどもの虐待防止センター、SOS子どもの村JAPAN、ワーカーズコープ、市民生委員児童委員協議会、市乳児院児童養護施設協議会、市里親会、市保護司会連絡協議会、県警察本部、福岡法務局、市教育委員会、市消防局、区保健福祉センター、こども未来局、こども総合相談センター

(エ) 事務局 福岡市：こども未来局こども家庭課、区：保健福祉センター

イ 福岡県要保護児童対策地域協議会（平成18年度までは福岡県児童虐待防止中央連絡会議）

(ア) 概要

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図ることを目的に福岡県が設置。

(イ) 設置 平成19年（前身の福岡県児童虐待防止中央連絡会議は13年度設置）

(ロ) 構成委員

県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県私学協会、県私立幼稚園振興協会、県PTA連合会、県児童養護施設協議会、県保育協会、県民生児童委員協議会、県里親会、県弁護士会、福岡法務局、県市長会、県町村長会、ふくおか・こどもの虐待防止センター、県福祉労働部、県警察

本部少年課、県教育庁義務教育課、県青少年育成課、県男女共同参画振興課、県健康増進課、
県子育て支援課、県障がい福祉課、県保健福祉環境事務所長会、県女性相談所、北九州市子ども
総合センター、福岡市子ども総合相談センター、県福岡児童相談所ほか県内各児童相談所

(イ) 事務局 福岡県福祉労働部児童家庭課

(オ) 運営等 年1回程度の会議開催

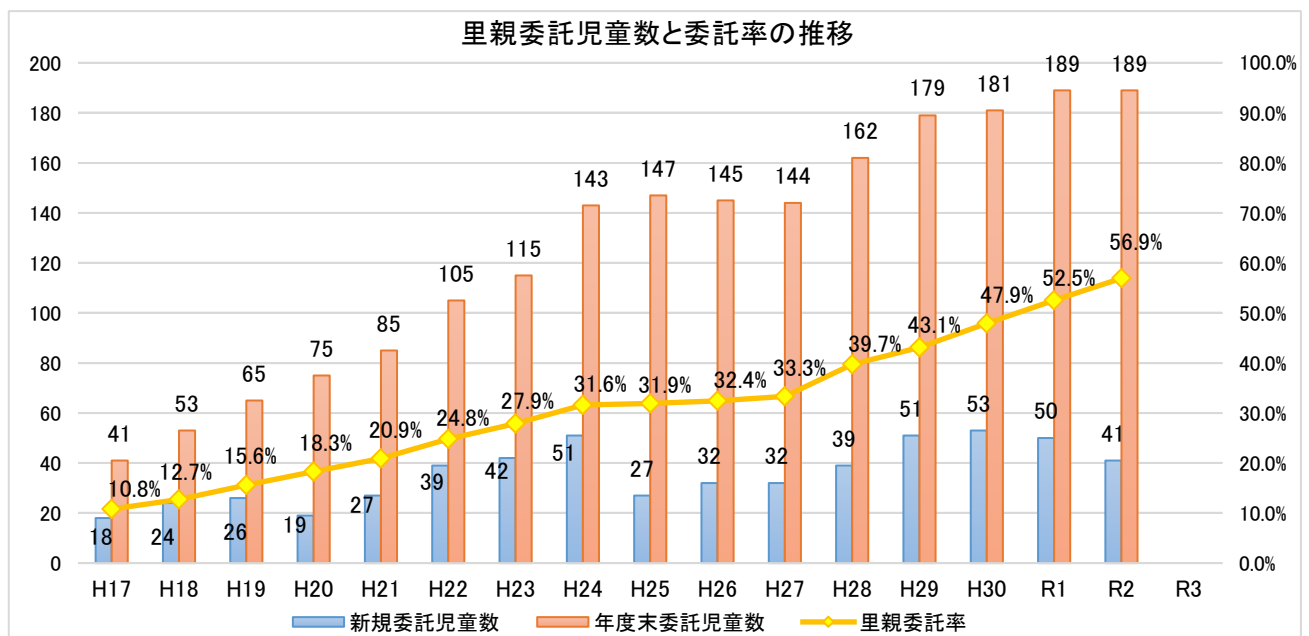
5 里親制度推進事業

(1) 概要

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要です。特に虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたためた愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充と、里親家庭に対する支援が求められています。

★里親登録・人員及び委託児童人員（年度末3月31日現在） ※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

	里親登録数（世帯数）					計	委託里親数					計	委託児童数					計
	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム		養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム		養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	
28年度	120	17(17)	64(30)	9	13(13)	163	48	1	9	9	13	80	67	1	10	12	72	162
29年度	141	17(17)	78(34)	8	13(13)	193	60	1	10	8	13	92	79	1	10	14	75	179
30年度	155	14(14)	85(30)	11	14(14)	221	63	0	9	10	14	96	84	0	9	16	72	181
31年度	181	14(14)	97(34)	11	13(13)	255	71	0	7	10	13	101	95	0	7	16	71	189
2年度	193	12(12)	85(24)	10	15(15)	264	62	0	15	9	15	101	82	0	15	14	78	189



(2) 里親制度の広報啓発

■ 出前講座

校区社会福祉協議会や学生等に対して、里親制度に関する出前講座を開催しています。

(3) 里親研修

① フォスタリングチェンジプログラムの実施

「SOS 子どもの村 JAPAN」との共働で、イギリスのモーズレイ病院で開発された「フォスタリングチェンジプログラム」を実施しました。

ファシリテーター養成講座を修了した、子どもの村とこども総合相談センターの職員が中心となり、応募された6人の里親を対象に、9月～12月の毎週金曜日（12回）10:00～13:00に実施しました。社会的養護下の子どもの理解や養育に関する具体的なスキルを学ぶためのプログラムですが、グループワークなので参加した里親同志での学びの場ともなり、養育のスキルアップに有効な研修です。

(4) 里親養育支援事業

里親制度の普及啓発推進と里親・委託児童への支援充実を図るため、NPO 法人に業務を委託し、共働で事業を実施しています。

① 目的

NPO 等の地域浸透力を活かし、里親制度の普及啓発を推進することにより、里親の開拓及び里親委託児童数の増加、里親・委託児童への支援の充実を図ります。

② 事業内容

里親開拓のため、制度の理解や申込への援助、登録の促進を図るとともに、地域における里親世帯への支援体制の整備・充実に向けた啓発活動を行います。

ア 市民フォーラムの開催

	実施年月日	テーマ	人数
1	R2.10.10	テーマ：コロナ禍を乗り越えよう！～新しいフォスターケアを目指して～ 山田 真理子氏（NPO 法人子どもと保育研究所ぷろほ所長） 他	69名
2	R3.2.28	テーマ：社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」 永野 咲氏（武蔵野大学人間科学部講師兼 IFCA 日本法人副理事長） 他	113名

イ 里親カレッジ・里親カフェ

里親制度に関する基礎的な講座として里親カレッジを開催しています。里親登録前の研修を兼ねているため、里親登録希望者を中心に実施しています。令和2年度は1回開催し、37名（延べ人数）が受講しています。

また、里親が集い、養育についての話し合いなど定期的な交流を行う場として里親カフェを開催し、里親相互の情報交換や養育技術向上などを行っています。令和2年度は4回開催し、45名（延べ人数）の里親が参加しています。

ウ 里親・委託児童の支援体制づくり

フォーラムや学習会などの参加者に協力アンケートを募り、人材の発掘・登録を行い、ニーズに応じた情報提供、紹介などを実施しています。委託児童の家庭教師や引っ越し、里親会の託児などの協力を得ることができます。

エ 里親委託等推進委員会の開催

- ・構成 福岡市里親会、福岡市乳児院児童養護施設協議会、福岡市民生委員児童委員協議会、福岡市社会福祉協議会、学識経験者、行政関係者等
- ・実施回数 年2回（9月・3月）

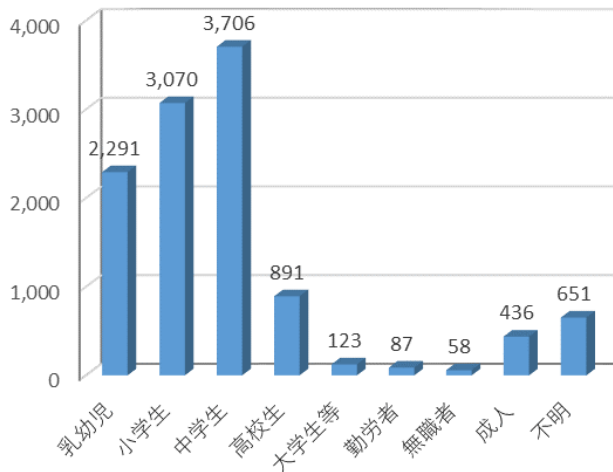
(5) 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

保護者の病気や経済問題など様々な事情により自宅で生活することができなくなった児童、特に乳幼児の一時保護ならびに一定期間の養育が可能な養育里親の新規開拓、研修、アセスメント、委託時のマッチング、委託後の養育支援など包括的な里親支援を実践します。

里親業務の実績がある NPO 法人に業務を委託し、こども総合相談センターと連携の下、令和2年度末までに47世帯の里親登録が実現し、順次、措置や一時保護委託での活動を展開しています。

6 思春期相談事業

(1) 電話相談



思春期の子どもや保護者からの性（性感染症、避妊、妊娠、中絶など）やひきこもりなどに関する相談を24時間電話対応で受けています。

令和2年度の電話相談は11,313件でしたが、その中で思春期の年齢（中学生から20歳未満）に関する相談は4,865件で、全体の43.0%を占めています。

(2) 女の子専用相談

子ども本人から思春期に関する相談電話を受けたときに、子ども自身が安心して相談できる体制をつくるために、女の子専用相談電話で女性相談員が対応しています。

令和2年度 女の子専用相談総数335件。

(3) ひきこもりに関する相談

中学卒業後から20歳未満のひきこもりに関する相談について、面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

令和2年度の面接相談数 実数 37件 延数 119件

(4) 思春期集団支援事業（愛称「Peaceful」）

① 事業内容

心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに対し、専門の見立てを行いながら、子どもを中心とした自立に向けた場を提供し、総合的・専門的に集団支援を行っています。

② 場所及び日時

こども総合相談センター6階、週3回（月、火、木 13:00～17:00）

③ 対象児童

- こども総合相談センターの相談者である。
- 保健室登校や不登校などの状態で中学校を卒業し、その後ほとんど自宅で過ごしている児童や、対人緊張が強くひきこもりがちな児童。

④ 対象児童

区分	実施回数	参加者数
30年度	139	623
元年度	127	680
2年度	118	634

(5) 思春期保護者交流会

ひきこもりや対人面などの悩みを抱えている子どもの保護者間の情報交換や自助的な活動を支援する会。
令和2年度 実施回数 4回 参加者延数 41人

(6) ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業（思春期訪問相談員派遣事業）

① 事業内容

思春期後半（中学校卒業～20歳）のひきこもり状態の子どもの家庭に、思春期訪問相談員を派遣し、子どもの悩みの相談相手となり、ひきこもり状態の改善を図っています。

② 派遣対象家庭

思春期訪問相談員が訪問することでひきこもり状態の改善ができると思われる子どもで、訪問に対する保護者の理解があり、本人の強い拒否がないこと。

③ 派遣要件

保護者が在宅している時間で、原則として活動は家庭内とし、派遣回数は月2回程度、一回の活動時間は約2時間程度。

④ 思春期訪問相談員

思春期のひきこもり支援活動についての知識と理解があり、こども総合相談センター主催の養成講座を受講した者。

⑤ 派遣状況

区分	延派遣数	相談員登録数
30年度	96	11
元年度	77	19
2年度	17	19

⑥ 思春期訪問相談員養成講座

訪問相談員およびピアスタッフを養成するため、ひきこもりの訪問支援の概要や技術などについて講座を実施。

場 所 : こども総合相談センター 7階視聴覚室

実施回数 : 2回（1クール） 参加者 : 実12人、延20人

(7) 「思春期ひきこもり支援フォーラム」

日 時 : 令和2年9月27日（日）14:00～16:00

場 所 : こども総合相談センター 7階視聴覚室

内 容 : テーマ 「僕たちのソーシャルディスタンス」
ピースフルからの体験談

参加者 : 50人

(8) 地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター）

① 事業内容

平成21年5月より、九州産業大学臨床心理センターに児童期のひきこもり地域支援センターを開設し、主に福岡市東部に居住する心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期及び青年期の子どもと保護者を対象に、相談や居場所活動等を行っています。（委託先：学校法人 中村産業学園）

② 相談状況

区分	相談件数	アウトリーチ支援 (訪問支援等)
30年度	664	63
元年度	1,592	42
2年度	656	29

③ 居場所活動「ワンド」及び親の会の状況

居場所：週3回（水、金、土 13:00～16:00）開設。

親の会：月1回（原則として第2土曜日 13:00～16:00）

区分	居場所活動		親の会	
	実施回数	参加数	実施回数	参加数
30年度	133	395	10	146
元年度	119	552	11	146
2年度	146	504	10	71

(9) 思春期相談関連懇話会

思春期相談の現状や問題点について情報交換や検討を行うことで、関係機関や援助者の専門分野を超えたネットワークの構築ができることを目的として、思春期相談関連懇話会を設置しています。

平成19年度より、「ひきこもり支援」と「性の問題」をテーマに年間2回開催しています。

7 いじめ・不登校対策

(1) 不登校児童生徒学校適応指導教室「はまかぜ学級」の運営

①概況

適応指導教室では、様々な理由により不登校の状況にある子ども達に対して、学校復帰と社会的自立ができるようにしていくための支援を行っています。「学校に行きたいけど行けない」「人と会うのは緊張する」と悩んでいる子ども達が、安心して再登校していくための、橋渡しを行っています。

はまかぜ学級は1組（集団活動クラス）と2組（小集団活動クラス）の2クラス体制。

1組・・・集団活動を中心に

2組・・・小集団活動・個別活動を通して

共通の活動内容として、朝の会・帰りの会・体験活動等を行っています。

②入級生の推移

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30年度	17	2	4	2	2	2	4	2	4	0	1
30年度累計	17	19	23	25	27	29	33	35	39	39	40
元年度	12	0	2	1	1	1	8	5	0	4	0
元年度累計	12	12	14	15	16	17	25	30	30	34	34
2年度	0	0	10	0	5	2	1	3	2	3	1
2年度累計	0	0	10	10	15	17	18	21	23	26	27

③入級生内訳

ア はまかぜ学級入級児童生徒数

区分	小学生							中学生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
30年度	男子	0	0	0	0	1	0	1	0	3	11	14	15
	女子	0	0	0	1	0	0	1	4	5	15	24	25
	計	0	0	0	1	1	0	2	4	8	26	38	40
元年度	男子	0	0	0	0	1	0	1	0	5	6	11	12
	女子	0	0	0	1	1	1	3	1	8	10	19	22
	計	0	0	0	1	2	1	4	1	13	16	30	34
2年度	男子	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	9	9
	女子	0	0	0	0	0	2	2	2	4	10	16	18
	計	0	0	0	0	0	2	2	4	5	16	25	27

イ クラス別入級児童生徒数

区分	小学生							中学生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
30年度	1組	0	0	0	1	1	0	2	4	3	20	27	29
	2組	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11	11
	計	0	0	0	1	1	0	2	4	8	26	38	40
元年度	1組	0	0	0	1	2	1	4	1	9	14	24	28
	2組	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6	6
	計	0	0	0	1	2	1	4	1	13	16	30	34
2年度	1組	0	0	0	0	0	2	2	3	5	12	20	22
	2組	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	5	5
	計	0	0	0	0	0	2	2	4	5	16	25	27

(2) 不登校支援のための学校訪問

学校における不登校問題への取り組みを支援しています。指導主事等が学校を訪問して、不登校児童生徒の支援計画書等を基に、管理職、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協議する場を持ち、支援方針を明確にし、連携しながら関わっていきます。

(3) 不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業

「大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業」

平成13年度からモデル事業として開始され、平成14年度から本格事業となった福岡市の単独事業です。事業の目的は、家庭にひきこもりがちで、不登校状態となっている福岡市立の小学4年生から中学3年生に対して、児童生徒の兄、または姉に相当する世代で教育問題に理解と情熱を有する大学生及び大学院生を相談員として児童生徒の家庭に派遣し、ふれあいを通じて、ひきこもり児童生徒の悩みや不安を解消します。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業を中止しています。

(4) スクールカウンセラー等活用事業

この事業は、いじめや不登校等の早期発見、早期対応や、カウンセリングを通して児童生徒・保護者・教職員の心のケアを行うことを目的としています。全ての小中学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し（小呂、玄界小中学校には、スクールカウンセラーとともに、心の教室相談員を配置）、児童生徒や保護者の心の悩みについて、公認心理師や臨床心理士の立場からカウンセリングを行っています。

職務内容は、①児童生徒、保護者へのカウンセリング ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への研修及び助言、援助 ③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供 ④配置校へのカウンセリング支援 ⑤その他、所属長が必要と認めたものです。

(5) スクールソーシャルワーカー活用事業

この事業は、教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒や家庭、学校等の環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の抱える課題の改善を図ることを目的としています。スクールソーシャルワーカーは、問題行動等の解決に向けて、児童生徒・保護者・学校・地域に対して環境条件・社会的人間関係把握のための聴取を行います。その内容をもとに、関係機関を含んだ関係者会議を行います。その際、スクールソーシャルワーカーは、支援計画書を作成し、コーディネーター役として支援を行います。

平成30年度から、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区へ配置しました。

さらに、令和元年度からは、正規職員である拠点校スクールソーシャルワーカーを各区に1名ずつ配置し、その他のスクールソーシャルワーカーに対し指導助言を行うことにより、資質向上を図っています。

令和3年度からは、市立高等学校に2名配置、特別支援学校には試行的に配置しています。

スクールソーシャルワーカー相談件数

区分	不登校	不登校傾向	いじめ	暴力行為	非行	対人関係	児童虐待	貧困の問題	家庭環境	健康保健	発達障害	その他	合計
30年度	577	916	29	47	43	299	186	43	1,145	157	222	786	4,450
元年度	517	1,019	26	16	27	253	229	23	1,121	108	307	601	4,247
2年度	418	1,268	14	17	32	211	334	42	1,372	138	337	547	4,730

8 一時保護所（まりんルーム）の状況

(1) 一時保護の目的

- ①緊急一時保護 適当な保護者または宿所がないために子どもの身柄の保護が必要な場合。
虐待、放任などの理由により、子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ②調査保護 子どもの心身の状況、置かれている環境などについて調査、確認をする必要がある場合。
- ③行動観察 支援上の診断に役立てるために、日常生活における対人関係、生活習慣などの具体的な行動観察を行う場合。
- ④短期入所指導 家庭から一時的に引き離れた指導が望ましい非行児や不登校児などを短期間保護してカウンセリングやグループワークなどで指導を行う場合。

これらの保護目的により、一時保護所に入所する子どもの年齢は、概ね学齡児から18歳未満までと幅が広く、その子どもや家庭環境、親子関係が抱える問題は、複雑多様化しています。

また、平成31年4月に定員を40人から10人として、男女別ユニットにおいて個別ケアを実施しています。

(2) 相談種別人数

区分	養護		非行	育成	その他	計
		虐待				
28年度	353	114	52	36	13	454人
	77.7	25.1	11.5	7.9	2.9	100.0%
29年度	395	106	44	43	5	487人
	81.2	21.8	9.0	8.8	1.0	100.0%
30年度	381	114	43	37	6	467人
	81.6	24.4	9.2	7.9	1.3	100.0%
元年度	305	100	49	41	1	396人
	77.0	25.3	12.4	10.3	0.3	100.0%
2年度	279	96	22	44	0	345人
	80.9	27.8	6.4	12.7	0.0	100.0%

令和2年度の、一時保護実人員は345人、延べ人員は5,229人です。令和2年度の一人あたりの平均保護日数は15.2日（元年度：14.5日）で、一日平均の保護人員は14.3人（元年度：15.7人）となっております。実人員を相談種別でみると、「養護」が全体の80.9%で圧倒的に多く、次いで、「育成」（12.7%）、「非行」（6.4%）の順となっています。

(3) 年齢別人数

区分	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
30年度	92	149	100	126	467人
	19.7	31.9	21.4	27.0	100.0%
元年度	10	115	146	125	396人
	2.5	29.0	36.9	31.6	100.0%
2年度	5	109	120	111	345人
	1.4	31.6	34.8	32.2	100.0%

(4) 一時保護後の支援状況

	帰宅	児童福祉施設	里親・ファミリーホー	他児相・機関移送	その他	計
30年度	343	57	48	14	16	478人
	71.8	11.9	10.0	2.9	3.4	100.0%
元年度	271	83	24	16	16	410人
	66.1	20.2	5.9	3.9	3.9	100.0%
2年度	221	86	6	13	16	342人
	64.6	25.1	1.8	3.8	4.7	100.0%

一時保護後の子どもの処遇状況は、令和2年度は64.6%が一時保護後に帰宅し、児童福祉施設への入所になった子どもは25.1%、里親委託が1.8%となっています。

(5) 一時保護所の生活

一時保護所に入所する子どもは、保護の目的からも察せられるように、家庭環境や親子関係に問題が多く、安定した家庭生活を送ってきた子ども達は少ないため、一時保護所では、家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるような日課を組んでいます。

また、できるだけ束縛感を与えず、自由で楽しく活動できる時間を取り入れています。曜日や時間帯によって指導内容や指導方法を変え、生活にリズムを持たせるように配慮しています。

午前中は学習を行います。国・算・英の3教科を中心に教科書やドリルなどを使い、子どもの多様な能力を伸ばすようにしています。学習の始めには、百マス計算練習をして集中力を高めます。

午後は、スポーツとレクリエーション、自由時間が中心で、伸び伸びと行動できる時間としています。

全体の日課を通して、幼児には食事や洗面、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣を習得させ、学齢児には学習の習慣づけや昼夜逆転など乱れた生活リズムの改善、対人関係の取り方などを習得できるような指導内容を心がけています。

まりんルームの日課

時刻	日課
7:15	起床・検温・掃除
7:50	朝食 歯みがき
8:30	読書
9:00	学習 小学生と中学生以上に別れて学習します
12:00	昼食（歯みがき）
12:30	読書
13:00	スポーツ みんな一緒にルールを守ってスポーツを楽しみます
14:30	入浴
15:00	おやつ・自由時間
18:00	夕食 歯みがき
18:40	日記 自由時間
21:00	就寝準備
21:30	就寝

(6) 所内外の活動について

毎日の日課と併せて、グループワークなどを目的とした様々な所内外での活動を定期的実施しています。

所内では調理実習やカレンダーづくり等を行い、所外では社会見学やハイキングなどに出かけています。特に「非行」で入所している子どもには、所外活動は情緒を安定させ、社会性を高めるための有効な指導方法となっています。また、気分転換を図るため隣接する特別支援学校のグラウンドや公園、海岸などにできるだけ出かけるようにしています。

ボランティア団体の支援を受けて、芋掘り、ダンス教室、美術教室などを行っています。

9 その他の事業

(1) 事件・事故等に関わる学校緊急支援事業

事件・事故等に児童生徒が巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じた時、児童生徒の心のケアのために指導主事や臨床心理士等を派遣し、支援しています。

(2) こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会

① 経緯

平成10年4月の児童福祉法一部改正により児童福祉審議会（専門部会）を設置。近年の虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、入所措置等の客観性を図る観点から、児童福祉審議会に法律・医学等の専門家からなる専門部会を設け、児童相談所長が施設入所等の措置を行う際、専門部会の意見を聴くこととなった。（児童福祉法第27条第6項）

平成24年8月に子ども・子育て支援法が公布されたことにより、福岡市では「福岡市児童福祉審議会」と「福岡市次世代育成支援推進協議会」とを統合再編し、平成25年9月に「福岡市こども・子育て審議会」を設置した。

② 趣旨

児童相談所における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、児童の最善の利益を確保しようとするものであり、次の要件のいずれかに合致する場合、専門部会の意見を聴かなければならない。

- ・児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき。
- ・児童相談所長が必要と認めるとき。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の聴くいとまがない時はこの限りではない。この場合、採った措置について速やかに児童福祉審議会に報告しなければならない。（児童福祉法施行令第32条）

③ 運営

- ・委員数 5名
- ・開催数 概ね毎月1回

④ 里親認定等について

養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の認定について、処遇困難事例等専門部会において適否の意見聴取を行っている。

また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び自立援助ホームの指定についても意見聴取を行っている。

(3) 広報・啓発活動

① ホームページの公開

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/egaokan/>

② 小冊子「わが子を見つめる」の制作

平成27年度で小冊子の発行を終了し、平成28年度より電子データ化して上記のホームページに掲載。より問題が行動化しやすい中学生版、10代後半版の2部構成とし、保護者の皆様のアドバイスのような制作。

③ 出前講座等の実施 ※（ ）内は出前講座のテーマ

地域からの依頼により、市の取り組み等を直接説明に出向きます。

★知ってください！「里親」のこと

★虐待防止（ストップ・ザ虐待） 0回 ※新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため

第 3 特 集

子ども家庭総合支援拠点設置

はじめに

福岡市では、令和3年4月に各区子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」という）を設置し、身近な区役所での在宅支援の強化を図っている。また、通告窓口を一元化し、児童相談所は一時保護や措置を伴うケース、支援拠点は在宅で社会資源を活用して支援するケースを中心に対応するよう役割分化を促進することで、福岡市全体としてこども家庭相談に取り組んでいる。

本特集では、支援拠点設置までの検討経緯を振り返るとともに、設置後の支援拠点の取り組みや今後の課題等について報告する。

1 設置にあたって

～ こども総合相談センターこども緊急支援課長 濱畑 善行 ～
(前：中央区子育て支援課こども相談係長)

(1) 設置の背景

<国>

平成28年6月 児童福祉法改正（平成29年4月1日施行）市町村への支援拠点設置の努力義務を規定

平成30年7月 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（関係閣僚会議決定）「子ども家庭総合支援拠点設置の促進」

平成30年12月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（関係府省庁連絡会議）「市区町村子ども家庭総合支援拠点を2022年度までに全市町村に設置」

<福岡市>

令和2年3月 第5次福岡市子ども総合計画「各区を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター（児童相談所）と区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発予防などに取り組めます。」 ※事業目標：子ども家庭総合支援拠点7箇所

(2) 設置検討の経緯

<平成30年度>

平成28年改正児童福祉法、平成29年新しい社会的養育ビジョン等により在宅支援の充実が求められたことを受けて、区こども相談係長会議において、児童相談所は急増する児童虐待通告や良好な家庭的環境への社会的養護の変化などに注力する必要がある在宅支援の充実に対応できそうにないこと、もともと区は要保護児童支援地域協議会などのネットワークや在宅支援サービスを活用して子どもや家庭を支援するノウハウをもっていることなどから、在宅支援の充実については区が中心となって対応することが望ましいとの機運が高まった。このため、区こども相談係長会議の作業部会（メンバー：7区こども相談係長、こども総合相談センター各課係長数名、こども家庭課主査）により、①福岡市における子ども家庭支援体制の構築について（児童相談所、区、子ども家庭支援センターの役割分担）、②在宅支援サービスの充実について、③市区町村子ども家庭総合支援拠点設置と区におけるこども相談体制について検討を重

ね、区子育て支援課長会議に検討内容を報告した。

報告内容としては、①では、通告窓口を一元化したうえで、児童相談所は一時保護・措置など法的対応に特化して重点的に対応し、区は在宅支援の中心的な機関となることが望ましく、そのためには区の人的・設備的な強化が不可欠である等とされた。②では、在宅支援強化のためには、在宅支援サービスの充実が必要であり、子どもショートステイ事業等既存メニューの充実の他、「日常生活支援サービス」「子どものための訪問支援サービス」「産後長期間の親子入所サービス」等の新規実施が望まれるとされた。③では、支援拠点は子育て支援課こども相談係に設置し要保護児童支援地域協議会調整機関を兼ねることや、相談事業を担当する係と子ども・子育て支援法に規定される事業を担当する係を分けることが望ましい等とされた。

<令和元年度、2年度>

子ども家庭総合支援拠点設置ワーキング（メンバー：こども家庭課主査・係員、7区こども相談係長、こども総合相談センター各課係長数名）を、こども家庭課が月1回程度開催し、支援拠点設置に向けた具体的な検討を実施。支援拠点の体制や業務内容の概要、児童相談所等との関係、相談の流れ、今後の検討項目などについてまとめ、各区、児童相談所、局に説明した。

この間、支援拠点設置に関して以下のような変化があった。

- ・令和2年3月に策定された第5次福岡市子ども総合計画において、各区に支援拠点を設置する方針が示された。
- ・在宅支援サービスの充実について、子どもショートステイ事業の充実や養育支援訪問事業に日常生活支援や子どものための訪問支援の機能を拡充、産前・産後母子支援事業（こももティエ）が新設される等した。
- ・令和2年度、こども総合相談センターに調整課が設置され、こども総合相談センターに寄せられた相談を一元的に受け付けて、内容等によりセンター内各課に振り分ける体制となった。これにより、市町村送致の制度を利用した通告先一元化が実現可能となった。

(3) 支援拠点の概要

各区子育て支援課に支援拠点を設置し、在宅の虐待相談などに対して、家庭訪問等による面談や要保護児童支援地域協議会などのネットワークを活用した支援、在宅支援サービスの導入などを通じて、在宅支援を行う。

<業務内容 ～支援の5本柱～>

支援拠点として、以下の5つの項目について特に取り組みを強化することとした。

- ・要保護児童・要支援家庭へのアウトリーチ支援強化
～ 必要な支援を届けるための積極的なアプローチ
- ・泣き声通告・面前DV通告への支援強化
～ 子どもが安心・安全に暮らすためのサポート
- ・一時保護や施設退所後の家族関係再構築支援
～ 虐待の再発防止 家族との生活の再構築
- ・心理職員による多面的親子支援
～ 要支援家庭へ多面的支援 心理的サポートの充実
- ・児童相談所との連携強化
～ 兼務職員配置による連携 相談対応のスピードアップとスキルアップ

<体制・設備>

各区子育て支援課に支援拠点を設置（東、博多、南、早良、西は中規模型、中央、城南は小規模C型）。中規模型の区には、兼務児童福祉司2名を配置。小規模C型の区には、兼務児童福祉司2名と兼務児童心理司1名を配置。

各区子育て支援課は、これまでどおり要保護児童支援地域協議会の調整機関の役割を担う。

各区に相談室を1～3室設置。心理検査等、静かな環境が必要な場合は、他課と調整の上、既存の諸室を利用する必要がある。

<相談の流れ>

基本的には、児童相談所が通告を一元的に受けたうえで、児童相談所が対応するよりも区による支援が望ましいケース（セーフティの問題がないケース）について、緊急受理会議の決定により区に振り分ける（送致または情報提供による）こととした。

2 設置後の取り組み等

～ 中央区保健福祉センター子育て支援課長 竹廣 瑞枝 ～

(1) 「子ども家庭総合支援拠点」の取り組み ～支援の5本柱～

① 要保護児童・要支援家庭へのアウトリーチ支援強化

区子育て支援課は、これまでも要保護児童支援の調整機関として、関係機関の調整や情報集約、必要に応じて家庭訪問や面接を行い、継続的な支援を行っていたが、専門職配置の増加により、定期的な家庭訪問や面接などより積極的なアプローチが可能となった。保護者や子どもとの直接的な関りの中で、ニーズの把握、アセスメントを行い、様々なサービスの円滑な導入や関係機関の支援調整など、個別支援の充実を図る。

② 泣き声通告・面前DV通告への支援強化

これまでは、児童相談所が通告を受けて安否確認後に終結する事例が大半であったが、児童相談所の対応後、さらに家庭の生活環境や児童の生育状況の把握、継続した支援が必要と判断されるケースについて、児童相談所から区へ送致（または情報提供）し、区での在宅支援を開始する。区では、状況を把握、アセスメントし、サービス導入や見守り体制の構築を行う。

③ 一時保護や施設退所後の家族関係再構築支援

一時保護や施設退所後、児童相談所による短期間の家庭訪問や関係機関への見守り依頼で終結していたが、虐待等の再発防止や家族関係の再構築のために支援が必要な場合は、一時保護解除や施設退所後の児童について児童相談所から区へ送致し、継続して支援を行う。支援に際しては、原則、区要保護児童支援地域協議会ケースとして関係機関と連携しながら、進行管理する。

④ 心理職員による多面的親子支援

これまで児童の心理アセスメントや心理的側面からのケアは児童相談所のみで行っていたが、区に心理職員が配置されたことにより、親や子への心理面接や児童への発達検査等を実施し、心理職員の視点からのアセスメントが可能となった。子の心理アセスメントを親にフィードバックしたり、定期的な面接や家庭訪問等により、親子関係の改善や子どもの健全な発達を

サポートする。

また、心理職員の専門性を活かして、虐待予防につながる親向け講座の開催などの取り組みを企画、実施する。

⑤ 児童相談所との連携強化

児童相談所の兼務職員を区に配置することで、ケースワークの視野が広がり、職員の相談対応のスキルアップが期待できる。また、児童相談所、区双方の業務理解が進むことにより、良好な連携や協力関係が促進され、ひいては児童虐待防止や要支援家庭の支援強化につながる。

(2) 現時点での成果

- 職員増により、支援の必要な家庭に対して、より頻回に家庭訪問や面接で支援したり、関係機関と密に連絡をとり合い見守り体制の構築ができています。
- 係内で、それぞれの職種の専門性を活かした意見交換をすることで広い視野でケースを把握・アセスメントし支援に活かすことができています。
- これまで継続的な支援が難しかった児童相談所からの送致ケースに対しても、支援ベースで継続的な関りができています。
- 児童の気になる様子について、心理職員による心理面接や発達検査等を実施し、子の心理アセスメントを親にフィードバックしたり、子ども自身の心理的ケアを定期的実施するなど、これまで区ではできなかった手法で親子を支援することができています。
- これまで区の関りの難しかったケースについても、子の心理面接や発達検査といった子に焦点を当てた関りを提案することによって、親も困り感を出したり、区の支援を受け入れようになったり、支援の広がりができています。
- 心理職員の専門性を活かし、親子関係の改善や児童虐待の予防につながるような講座を実施あるいは今後の取り組みとして企画している。

(3) 今後の課題

① 児童相談所と区との連携強化

子どもにとってより良い支援となるよう、児童相談所から送致されるケースについての振り分け基準や児童相談所による一時保護を検討するケースの基準について、児童相談所と区で共通認識を持つため、事例の振り返り等を通して、適宜摺合せを行っていく必要がある。

② 支援が困難な世帯への支援

複雑な問題を抱えた世帯や行政の関りに拒否的な世帯に対して、身近な区役所や関係機関がゆるやかに関りを継続したり、様々な支援サービスの導入を提案することによって支援を試みているものの、受入れの難しいケースも多く苦慮している。このような事案に対して、リスクを見極めながらウェルビーイングの支援をしていくスキルが求められている。今後、職員の職種や経験に応じた研修の受講や外部講師を招いての事例検討会の開催など、職員のスキルアップを図る必要がある。

③ 支援拠点の人員体制

複雑な事案に対応するためには、スーパーバイズできる職員の配置や対応ケースの増加に応じた専門職（児童福祉司、児童心理司等）の増員等適切な人員配置が必要である。

④ 在宅支援サービスの充実

在宅支援の強化のためには、様々な状況の子育て世帯の多様なニーズに対応した支援サービスが必要である。区で支援していく中で新たに必要なサービス等についてこども未来局に提案していく必要がある。

-----◆子ども家庭総合支援拠点への期待◆-----

～ こども総合相談センター課長（連携支援担当） 久保 健二 ～

1 子ども家庭支援による虐待予防

平成16年の児童福祉法改正によって、市町村が子ども家庭相談の第一義的窓口とされ、児童相談所は専門的相談に対応し、市町村の後方支援をする機関として位置づけられました。

その後も、子ども家庭支援の重要性が指摘され、子ども虐待が起きてから対処するのではなく、これが起きる前に防止する、虐待予防が重視されるようになると、その観点からも子ども家庭支援を推進していく必要性が増してきました。

一方で、児童相談所は、ますます増加の一途をたどる子ども虐待等の専門的相談対応に重点が置かれるようになってきました。

そうした中、平成28年改正の児童福祉法では、家庭養育原則が法定化されるとともに、市町村は子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされ、支援拠点の整備に努めるよう定められました。また、平成29年に出された「新しい社会的養育ビジョン」では、支援拠点を全国展開することが提言されました。

そうしますと、全国的な方向性としては、市町村がこれまでどおり子ども家庭相談の第一義的窓口であり、児童相談所が専門的相談対応という位置づけは変わらないものの、これまで以上に市町村が子ども家庭支援のまさに拠点として積極的にこれを推し進めることが求められているということになります。そして、そのことが子ども虐待の予防にもつながっていくと考えます。

2 拠点と児童相談所の役割分担

前述のとおり、支援拠点は、市町村が子ども家庭支援を積極的に推し進めていくための中心になります。具体的には、当該家庭における必要な支援内容を的確に把握して、様々なサービスを当該家庭に提供又はサービス提供者とつなぐためのソーシャルワークやコーディネイトを実践していきます。

そのために、支援拠点は、児童相談所が医学や心理学等の判定を必要とする専門的相談に応じたり、一時保護等の強制的権限を行使したりするための専門性とは異なる、ソーシャルワークやコーディネイトに関する専門性を有していることが必要になります。

この点、厚生労働省の「市町村子ども家庭支援指針」では、「子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。このため、市町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めるものとする」とされています。

そして、支援拠点が当該家庭にとって必要な支援を継続している場合でも、子どもについて医学、心理学等による判定を要する場合には、児童相談所に送致するなどして連携しながら、

当該子どもや家庭の支援を継続していきます。また、必要な支援を継続しても、当該家庭において子どもの安全が図れない状態が継続するなど子どもを当該家庭から分離しなければならないと認められる場合は、児童相談所が強制的権限を行使して、子どもを一時保護するなど子どもの安全が図られるような措置を採ることになります。

このように、支援拠点が、支援を要する子どもや家庭に積極的に関わって支援を行い、児童相談所は、これを支えていくという役割をそれぞれが担い、車の両輪のごとく、子どもの福祉を図っていくことになります。

3 福岡市では

令和3年度から支援拠点が全7区に設置され、これとともに、児童福祉司が兼務で各区支援拠点に配置され、又心理職員もそれぞれ配置されました。

これによって、前述のとおり、支援拠点で行われるべき、専門的なソーシャルワークに基づく子ども家庭支援の基盤ができたのではないかと思います。こども家庭相談の第一義的窓口としての役割を十分に果たすことが期待できます。

一方で、児童相談所は、これまで以上に重篤な虐待相談や医学・心理学等を活用した専門的な相談対応について重点的に対応することができることになります。

そこで、まずは、様々な子ども相談について、一定の枠組みを作って、相談内容に応じて、支援拠点と児童相談所とで役割分担をすることが必要であると考えます。役割分担をする時は、単に保護者対応が難しいとか、子どもが帰りたくないと言っているというだけで客観的事情を調査することなく安易に一時保護が必要などとして児童相談所に担当させるようなことはせずに、前記2でも述べたように、支援拠点と児童相談所のそれぞれの専門性を活かせるような役割分担をすることが必要であると考えます。

最後に

以上のとおり、支援拠点が設置されるまでの経緯、支援拠点を擁する各区の考え方、児童相談所の考え方を見ていただきましたが、ともあれ、支援拠点体制は、本年度4月に始まったばかりですので、まだまだ現場でも手探りで進められているところもあると思います。

そして、多くの子ども相談について、まずは支援拠点と児童相談所とで役割分担をすることになるとしても、様々な内容の相談がある中で、一概に支援拠点で対応すべきか、児童相談所で対応すべきか、という二者択一にしてしまうのは難しい相談もあります。

また、当初は、支援拠点か児童相談所のいずれか一方で対応していたものが、調査や指導等の各過程において当該相談の様相が変化してくることもあって、いずれかのもう一方で対応するのが適当な場合もあります。

さらに、支援拠点と児童相談所のいずれか一方だけで対応するのではなく、両者がそれぞれの特性を活かして一つの相談に対して協働しながら対応することが適当な相談もあると考えます。

またさらに言えば、支援拠点と児童相談所だけではなく、子どもに関わる、医療、教育、福祉、保健の各分野の機関が情報を共有して、大きな枠組みで子ども家庭支援に取り組む、要保護児童支援地域協議会を活用することが必要な相談も多々あります。

このように、支援拠点を含めた子ども家庭支援体制においては様々な場面が考えられますが、その目的は、あくまで子どもの最善の利益を図る、子ども虐待を予防するというものですので、このことを忘れることなく、単なる形式にこだわらずに、個々の相談の問題点や支援のポイントを的確に把握して、柔軟に最適な支援方法を選択していくべきだと考えます。

第4 資 料 集

1 福岡市の人口と子どもをとりまく環境

(1) 行政区別児童人口

(令和3年4月1日現在推計人口)

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口 (人)	児童人口比率 (%)
全市	343.46	1,564,178	247,998	15.9
東区	69.45	316,885	53,854	17.0
博多区	31.62	235,546	29,381	12.5
中央区	15.39	193,435	24,647	12.7
南区	30.98	264,811	43,388	16.4
城南区	15.99	125,967	20,296	16.1
早良区	95.87	220,227	39,774	18.1
西区	84.15	207,307	36,658	17.7

※児童・・・18歳未満。

資料：総務企画局企画調整部統計調査課

※児童人口は令和3年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録人口です。

(推計人口と算出方法が違うため差異があります。)

(2) 行政区別保育所・幼稚園・学校数

令和3年5月1日現在

(保育所・保育園以外)

区分	保育所・ 保育園	地域型 保育事業所	幼稚園	小学校		中学校		高等 学校	特別支 援学校
				総数	特別支援 学級設置校	総数	特別支援 学級設置校		
全市	299 [17]	159	117	149	140	82	66	40	10
東区	64 [5]	27	19	30	28	16	15	8	1
博多区	44 [2]	23	12	18	18	12	9	4	2
中央区	33	24	14	14	12	10	5	6	1
南区	42 [4]	32	25	26	25	13	12	8	2
城南区	17 [1]	12	12	11	11	6	5	3	—
早良区	42 [3]	28	20	26 (1)	24	11	10	5	2
西区	57 [2]	13	15	24	22	14	10	6	2

※保育所・保育園については、令和3年度保育施設等利用案内の福岡市保育施設一覧より。

※その他は、令和3年度教育統計年報より。

資料：こども未来局運営支援課、教育委員会教育政策課

幼稚園・各学校は市内の国立・公立・私立の校数。(高等学校は定時制・通信制を含む実校数)

[] は分園で内数。

< > は休園で内数

2 児童福祉施設等一覧



児童福祉施設等と記号				
児童福祉施設等	記号	数	児童福祉施設等	数
こども総合相談センター	◆	1	医療型児童発達支援センター	1
区役所（家庭児童相談室）	●	7	福祉型障がい児入所施設	3
乳児院		2	医療型障がい児入所施設	1
児童養護施設		3	心身障がい福祉センター（あいあいセンター）	1
子ども家庭支援センター	▲	2	東部療育センター	1
児童発達支援センター		5	西部療育センター	1
児童心理治療施設		1		

(1) 乳児院

	施設名	定員	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
1	福岡乳児院	34	福岡市博多区西春町1-1-14	812-0873	092-573-7025	092-593-6661
2	福岡子供の家 みずほ乳児院	18	福岡市城南区樋井川6-24-16	814-0153	092-871-6172	092-871-6173
	清心乳児園	20	福岡県三井郡大刀洗町大字山隈377番地	830-1226	0942-77-3132	0942-77-4127

(2) 児童養護施設

3	福岡育児院	67	福岡市東区原田2-11-13	812-0063	092-621-2241	092-629-5529
4	福岡子供の家	52	福岡市早良区大字西1番地	811-1131	092-803-1217	092-803-1218
5	和白青松園	52	福岡市東区三苦2-30-1	811-0201	092-606-2109	092-607-7421
	若葉荘	51	糟屋郡久山町大字猪野1610-59	811-2503	092-976-0171	092-976-0171
	甘木山学園	90	大牟田市大字甘木1158	837-0905	0944-58-0205	0944-58-1106
	清心慈愛園	60	三井郡大刀洗町大字山隈377	830-1226	0942-77-1538	0942-77-3810
	双葉学園みのり	45	北九州市八幡西区西川頭町3-5	806-0017	093-663-7575	093-663-6655
	広安愛児園	52	熊本県上益城郡益城町古閑73	861-2234	096-368-2015	096-367-5503
	俵山湯の家	40	山口県長門市俵山4827-1	759-4211	0837-29-0831	0837-29-0900
	済昭園	50	佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲3443	849-1425	0954-66-2138	0954-66-2324

(3) 児童心理治療施設

6	そよかぜ	20	福岡市中央区地行浜2-1-28	811-0065	092-707-7566	092-707-5303
	筑後いずみ園	50	筑後市下北島210	833-0034	0942-52-2404	0942-53-6583
	こどもL.E.Cセンター	37	熊本県上益城郡益城町古閑73	861-2234	096-331-0210	096-331-0215
	津島児童学院	30	岡山県岡山市北区いずみ町3-12	700-0012	086-252-2185	086-256-8040

(4) 児童発達支援センター

7	東部療育センター	48	福岡市東区青葉4-1-1	813-0025	092-410-8234	092-691-3510
8	めばえ学園	30	福岡市博多区半道橋1-17-1	812-0897	092-474-0505	092-474-1148
9	joyひこばえ	30	福岡市博多区上川端6-10	812-0026	092-271-1588	092-271-1587
10	こだま	30	福岡市博多区井相田2-2-10	812-0881	092-558-1957	092-558-1958
11	心身障がい福祉センター	30	福岡市中央区長浜1-2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
12	しいのみ学園	30	福岡市南区井尻1-37-12	811-1302	092-572-7519	092-572-7519
13	ゆたか学園	50	福岡市城南区大字東油山161-2	814-0155	092-861-2990	092-861-3008
14	西部療育センター	70	福岡市西区内浜1-5-54	819-0005	092-883-7161	092-883-7163
15	野の花	30	福岡市西区今津734-1	819-0165	092-707-5003	092-707-5004

(5) 医療型児童発達支援センター

16	あゆみ学園	40	福岡市南区屋形原2-23-2	811-1351	092-566-5666	092-566-5695
11	心身障がい福祉センター (肢体不自由児部門)	40	福岡市中央区長浜1-2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918

(6) 福祉型障がい児入所施設

17	若久緑園	60	福岡市南区若久2-3-51	815-0042	092-551-4011	092-551-4012
	小郡学園	20	三井郡大刀洗町大字甲条1828	830-1212	0942-77-2789	0942-77-4278
	穂波学園	80	飯塚市大字庄司1150	820-0051	0948-22-3022	0948-24-0142
	桜園 児童部	20	筑後市大字西牟田6365-4	833-0053	0942-53-8342	0942-53-9733
	月の輪学園	30	築上郡上毛町大字原井84-1	871-0926	0979-72-2181	0979-72-4241
18	新開学園	15	福岡市早良区飯倉5-15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
	あすなろ学園	30	北九州市小倉南区新道寺1100-1	803-0186	093-451-1031	093-451-3530
19	生明学園	7	福岡市早良区飯倉5-15-1	814-0161	092-862-6688	092-871-8730

(7) 医療型障がい児入所施設

	粕屋新光園	110	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-2-1	811-0119	092-962-2231	092-962-3113
	ゆうかり医療療育センター	150	久留米市田主丸町中尾1274-1	839-1216	0943-73-0152	0943-73-0524
	佐賀整肢学園(ひまわり園)	170	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391
	佐賀整肢学園(たんぽぽ園)	170	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391
	北九州市立総合療育センター	80	北九州市小倉南区春ヶ丘10-4	802-0803	093-922-5596	093-952-2713
	長崎県立子ども医療福祉センター	60	長崎県諫早市永昌東町24-3	854-0071	0957-22-1300	0957-23-2614
20	福岡病院	15	福岡市南区屋形原4-39-1	811-1394	092-565-5534	092-566-0702
	福岡東医療センター	120	古賀市千鳥1-1-1	811-3195	092-943-2331	092-943-8775
	肥前精神医療センター	60	佐賀県神埼郡吉野ヶ町三津160	842-0192	0952-52-3231	0952-53-2864
	東佐賀病院	160	佐賀県三養基郡みやき町原古賀7324	849-0101	0942-94-2048	0942-94-3137
	若楠療育園	80	佐賀県鳥栖市弥生ヶ丘2-134	841-0005	0942-83-1121	0942-83-1755
	聖ヨゼフ園	120	三井郡大刀洗町大字山隈374-1	830-1226	0942-77-1393	0942-77-1190
	久山療育園	88	糟屋郡久山町大字久原1869	811-2501	092-976-2281	092-976-2172
	柳川療育センター	110	柳川市三橋町棚町218-1	832-0813	0944-73-0039	0944-73-0059
21	虹の家	52	福岡市博多区千代1-15-10	812-0044	092-651-7325	092-651-2420

(8) 児童自立支援施設

	福岡学園	60	筑紫郡那珂川町大字後野279-2	811-1241	092-952-2621	092-952-2622
	武蔵野学院	70	埼玉県さいたま市緑区大字大門1030	336-0963	048-878-1260	048-878-1244
	きぬ川学院	40	栃木県さくら市押上288	329-1334	028-682-2448	028-682-3451

(9) 自立援助ホーム

	かんらん舎	6	福岡市城南区梅林1-1-21	814-0144	092-405-7808	092-400-7678
	結ホーム	6	福岡市南区皿山2-1-58	811-1365	092-555-6792	092-555-6792
	カルーナ FUKUOKA	6	福岡市早良区城西1-5-43	814-0003	092-407-0895	092-407-0896

3 子どもの問題に関する主な相談機関

	名称	電話番号	住所(設置場所等)	受付時間等	
福岡市関係	こども総合相談センター	833-3000 833-3001(女の子専用)	中央区地行浜2-1-28	24時間 (年末年始除) 9:00 ~ 17:00 (〃)	
	各区家庭児童相談室	東区 645-1072 博多区 419-1084 中央区 718-1104 南区 559-5124 城南区 833-4104 早良区 833-4357 西区 895-7069	各区保健福祉センター 子育て支援課内	9:00 ~ 17:00 (月~金)	
	子ども家庭支援センター(SOS子どもの村)	737-8656	中央区赤坂1-13 3F	17:00 ~ 20:00 (月火水金) ※年末 10:00 ~ 17:00 (土日祝日) 年始除	
	子ども家庭支援センター(はぐはぐ)	408-1985	南区長住3-2-6	17:00 ~ 20:00 (月水木金) ※年末 10:00 ~ 17:00 (土日祝日) 年始除	
	子ども家庭支援センター(ちあふる)	612-2020	東区菅松2-27-33	17:00 ~ 20:00 (月火水金) ※年末 10:00 ~ 17:00 (土日祝日) 年始除	
	発達教育センター	845-0015	中央区地行浜2-1-6	9:00 ~ 16:30 (月~金) ※祝日・年末年始除	
	心身障がい福祉センター(あいあいセンター)	737-8771	中央区長浜1-2-8	9:00 ~ 17:00 (月~金) ※祝日・年末年始除	
	西部療育センター	883-7186	西区内浜1-5-54	9:00 ~ 17:00 (月~金) ※祝日・年末年始除	
	東部療育センター	410-8151	東区青葉4-1-1	9:00 ~ 17:00 (月~金) ※祝日・年末年始除	
	発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)	845-0040	中央区地行浜2-1-6 発達教育センター2F	9:00 ~ 17:00 (月~金) ※祝日・年末年始除	
	アミカス相談室	526-3788	南区高宮3-3-1	10:00 ~ 17:00 (月~土) 10:00 ~ 16:30 (日・祝) 10:00 ~ 20:00 (第2,第4月曜) (祝日, 年末年始除く)	
	県内児童相談所	福岡県福岡児童相談所	586-0023	春日市原町3-1-7	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、糟屋郡(新宮町除)
		〃 宗像児童相談所	0940-37-3255	宗像市東郷1-2-3	中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町
〃 田川児童相談所		0947-42-0499	田川市弓削田188	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉徳郡、田川郡	
〃 京築児童相談所		0979-84-0407	豊前市八屋2007-1	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	
〃 久留米児童相談所		0942-32-4458	久留米市津福本町281	久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡	
〃 大牟田児童相談所		0944-54-2344	大牟田市西浜田町4-1	大牟田市、柳川市、みやま市	
北九州市子ども総合センター		093-881-4556	北九州市戸畑区汐井町1-6	北九州市	
県関係等	こころの健康づくり相談電話(県精神保健福祉センター)	582-7400	春日市原町3-1-7	9:00 ~ 12:00 (月~金) 13:00 ~ 16:00	
	ハートケアふくおか(福岡少年サポートセンター)	841-7830	中央区地行浜2-1-28 こども総合相談センター内	9:00 ~ 17:45 (月~金)	
	薬物110番	641-4444	博多区東公園7-7 県警本部内薬物銃器対策課	24時間	
	にんしんSOSふくおか~思いがけない妊娠・子育て・思春期相談~(福岡県看護協会)	642-0110	東区馬出4-10-1	9:00 ~ 17:30 (年末年始除)	
	心の電話-福岡	821-8785	—	13:00 ~ 17:00 (火木金) ※祝祭日・盆・正月除	
	子どもホットライン24	641-9999	博多区吉塚本町13-50	24時間	
	教育庁義務教育課教育相談室	643-3929	博多区東公園7-7	9:00 ~ 17:00 (月~金)	
	家庭教育相談「親・おや電話」(県立社会教育総合センター)	947-3515	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2	9:00 ~ 17:00 (月~土) (第4土・祝日・年末年始除)	
その他	九州大学心理教育相談室	802-6428	西区元岡744 総合臨床心理センター	10:00 ~ 17:00 (月~土)	
	福岡大学臨床心理センター	871-8056	城南区七隈8-19-1	10:00 ~ 19:00 (水) 10:00 ~ 17:00 (月火木金土)	
	福岡女学院大学臨床心理センター	575-2490	南区日佐3-42-1	10:00 ~ 12:00 (月~金) ※祝祭日・学休日除	

4 こども総合相談センター設置の経緯

●平成2年

◆市長公約事業

こども夢パーク

こども総合相談センター

こどもアメニティプラン

◆「こども21世紀夢プラン構想」

- 平成5年6月 「こども21世紀夢プラン基本方針」策定
こども総合相談センターは全市レベルの心の拠点と位置づけ
- 平成9年4月 「こども総合相談センター基本構想検討委員会」設置（全4回開催）
- 平成10年3月 「こども総合相談センター基本構想」策定
- 平成10年7月 「こども総合相談センター基本計画策定委員会」設置（全4回開催）
- 平成12年3月 「こども総合相談センター基本計画」策定
- 平成12年 「基本設計」
- 平成12年9月 「実施設計」
- 平成13年10月 「着工」
- 平成15年1月 「建物竣工」
- 平成15年5月 「開館」

福岡市児童相談所、青少年相談センター及び教育委員会教育相談部門を統合し、子どもの問題に総合的に対応する施設として平成15年5月5日に開館しました。



児童の権利に関する条約

(こどもの権利条約)

この条約は、1978年(昭和53年)2月に、ポーランドによって国連の第34回人権委員会に提案されました。11年間にわたる議論ののち、「児童の権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年の記念すべき年にあたる1989年(平成元年)、第44回国連総会において採択されました。そして翌年の1990年(平成2年)に発効しました。わが国でも1994年(平成6年)3月に国会で承認されました。

この条約は、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准した各国政府が負うべき義務を明らかにしています。

3部構成、54条からなり、18歳未満のすべてを対象とし、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、あくまで「権利の主体」ととらえています。

また、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように規定しています。

子どもの権利条約とは、世界中の子どもが元気に幸せに生きていけるように、子どもの人としての権利や自由を守るために必要なことを定めた国際条約です。

大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

子どもはどのような差別も受けずに大切にされます。また、健やかに成長し、あらゆる可能性を開放させることができます。

育つ権利

子どもは教育を受け、自由に時間を過ごしたり、遊んだりできます。

守られる権利

子どもは、あらゆる種類の暴力などから守られます。また、障がいのある子どもなどは、とくに守られます。

参加する権利

子どもは自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできます。

福岡市子ども総合相談センター事業概要

発行年月：令和4年1月

発行者：福岡市子ども総合相談センター

所在地：〒810-0065

福岡市中央区地行浜2丁目1-28

電話：092-832-7833

FAX：092-832-7830

毎月1～7日は

い～な ふくおか・子ども週間♡



毎月1～7日は、個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”を目指しましょう!!

福岡市では、平成19年4月から、毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”と定めています。

これは、すべての人が、日ごろから子どもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”とするため、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などに、子どものためにできる取り組みを呼びかけ、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げていく運動です。

例えば、個人では、いつもより早めに仕事を終えて家族そろって晩ご飯を食べたり、職場では従業員の定時退社を促進したり、地域では見守りやパトロールをするなど、ちょっとした心がけてできることに取り組んでいきましょう！

～賛同企業・団体を募集しています～

趣旨に賛同いただける企業・団体を募集しています。企業・団体名と取り組みを市ホームページ「ふくおか・子ども情報」

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kosodate/kodomo-kosodate/index.html>)で紹介します。

詳しくは、こども未来局総務企画課（TEL：092-711-4170、FAX：092-733-5534）までお問い合わせください。また、「ふくおか・子ども情報」の登録ページからもご賛同いただけますので、ご覧ください。